

## 第5回外郭団体等検討委員会議事録

H24.9.21

9:45～17:00

第三応接室

部会

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

これから委員長さんに進行をお願いするわけですが、進行をお願いする前に資料説明の方だけ私の方からさせていただきたいと思います。次第の後にですね、一般財団法人長野県建築住宅センターの今後の方向性についてという資料をお配りをさせていただいてございます。前回の部会におきまして、基本方針の見直しの要否という表でお示しをさせていただいたものがございまして、その時にはですね、その2ページ目に三角印を一番下から3つ目のところの団体に付けさせていただいてございまして、41番の長野県建築住宅センターでございます。今回お話しさせていただくのはですね、この団体につきまして、外郭団体の対象から除外することにつきまして御説明をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず、一般財団法人の建築住宅センターでございます。団体の概要から御説明申し上げます。設立目的でございますが、建築物、建築設備及び工作物に関する安全対策の推進、住宅の品質確保の推進等々の関係の仕事をするために設立されております。設立の経過でございますが、昭和47年からの経過がございまして、長野県建築安全協会というものがございました。その後ですね、御覧いただきますように各組織を統合し、改組する中で63年には長野県建築住宅センターになり、公益法人改革に伴いまして一般化しております、現在に至っているということでございます。基本財産が3,000万円でございます、うち県出捐金は500万円でございます。主な事業内容でございますが、建築物の確認及び検査に関する事業、指定確認検査機関というような形ですね。それから、ということはその主な事業内容を持っております。これまでの外郭団体の見直しの検討状況でございますが、現行の基本方針の改定版におきまして、県関与の廃止ということになっております。これにつきましては、今井委員さんからもですね、この言葉遣いがなかなか整合性取れてないんじゃないかという御指摘もございまして、この整理につきましては今後の課題であろうかと思っております。これは全団体についての話でございます。県関与の状況というところで(6)でございますが、平成20年度、21年度にあたりまして、県職員の派遣の終了とかですね、団体役員の派遣の終了というようなことで、それぞれ人的関与の整理を行うとともにですね、財務的な関与につきましても運営費の補助金の交付を終了させるというようなことでですね、以降は、いわゆる業務に対する委託料ということでお支払いと言いますかお願いをしている部分だけは残っているということでございます。そういう面では、委託契約の関係にあるだけだと、ということでございます。裏面でございますけれども、7番でございますが、今申し上げましたように公益法人制度改革への対応状況ということでございまして、記載のとおりでございます。一定の手続きを経まして、平成22年3月の時点で一般財団法人登記を終了してございます。直近過去3年間の財務状況につきましては、御覧の状況になってございます。経常損益の部、経常収益、ここは言ってみればですね、自らお金を稼げる団体ということになっているのかなというふうに理解をしているところでございます。2番目でございますが、当該団体の今後の方向性に関する所管課としての意見でございますが、ざっと御説明申し上げましたように県職員の派遣、県職員の団体役員への就任などの人的関与というものは行われておりません。今後も関与の見込みはございません。運営費補助につきましても平成17年度以降行われていないということで、県からの支出につきましては、いわゆる先ほど申し上げましたように、通常の業務委託の範疇でございます。1民間としての立場であろうかと思っております。最近3年間の財

務状況からですね、今申し上げましたように、民間の指定確認検査機関等として今後も自立した運営が見込めるのではないかと、こういうふうに理解をしております。こうしたことからですね、今後県が運営に関与する必要性がないということ、それから、現行のいわゆる県関与の廃止という方向性については実現しているということですね、当該団体を県外郭団体から外していただきまして、今後は1民間団体として運営していくことが適当ではないかと、こういう所管課の意見でございます。なお、県の出捐金500万円につきましては、団体側としましても返還の意思があるということございまして、それも早期の返還を実現するために当該団体と協議をしてみたいと、こういう状況でございます。ですから、県関与という表現につきましては、これまでも御指摘いただきましたように出捐がありながら県関与の廃止というのはちょっとわかりづらいというような御指摘もあったところでございますが、そういう面ではこの団体につきましては出捐金も返還をしていただくということで、その他の人的、財務的な関与というものも一切なくすという方向でございますので、そういう面では私どもとしましても外郭団体の定義からは外してもよろしい団体になるのではないかなというふうに理解をしているところでございます。説明については、この部分については以上でございます。

【福田委員長】

はい、ありがとうございます。

【事務局】

続きまして、よろしゅうございますか。委員長さんのお許しをいただきましたので、順次説明をさせていただきたいと思いますが、次にですね、今井委員さんから御指摘をいただいた意見、指摘事項という形でペーパーを整理させていただいてございます。大変申し訳ございませんが、現時点で完璧にございますか、御回答する準備状況が整っておりませんので、結論から申し上げますと、いただいたご意見は、大変貴重な御意見でございますので、私どもとしましては、これを受け止めさせていただきまして、回答申し上げるべきものについては回答させていただきますし、それから、全体に反映させていただく方向ですね、今後検討させていただきたいと、これが私どもの基本方向でございます。一番上からの消防協会でございますが、引き続き関係者の検討を進めていくとなってございます。御指摘のとおりでございますが、その検討の内容と結果はどうなっているのかと、至極当然のお問い合わせであろうと思いますが、原課に一応確認する中ではですね、まだこれからだというふうに認識をしているところでございます。これは正式にまた御回答申し上げたいと思います。それから、土地開発公社について、中長期の経営計画はあるのかと。なかなかここはですね、自らがどうこうという団体ではなくてですね、県の動き、公共事業等の動きを踏まえてその機能を発揮していただくということでございますので、そういったことからですね、プロパー職員というのは一切なくしているということでございます。建設部との業務分担はですね、私どもとすればですね、現在、企画部がその役割を担っているんですけども、現在の状況でいきますと、必要とする業務がですね、基本的には建設部主体になるのではないかなというふうに理解をしております。そうした中でですね、庁内では、企画部で引き続きやるのか、建設部で所管するのかという、所管部を含めてですね、検討が必要だという位置づけになってございます。ただ、今後土地開発公社につきましてはですね、リニアの問題がございまして。これに対して県としてどういう対応をする必要があるのかということがなかなか不確定な要素も強うございますので、なかなか中長期の経営計画という御指摘にはですね、すぐお答えするのは難しい部分もあるのかなというふうに理解をしております。これにつきましても、最終的には確認してお答えをしたいと思っております。しなの鉄道につきましても、これにつきましては、あやふやな答えを申し上げてはいけませんので、国の支援というものがですね、明確になってきた段階ではございますけれども、基本的にそれも踏まえてお答えを申し上げたいというふうに思っております。それから、以下、私学教育協会ではですね、公益法人化に伴いましての名称変更というものがございました。以下ですね、公益法人化に伴います移行に関する記述があ

るところとないところがあるというのは御指摘のとおりでございます。生活衛生営業指導の団体もそうですし、1個飛びまして、塩尻もそうでございますし、それから、原種センター、畜産物、林コン、これもそうですし、林業労働財団、この辺につきましても御指摘の部分がございまして、これにつきましては、整理をさせていただきたいと思っております。それから、先ほど申し上げましたが、下水道公社のようにですね、50%の出捐があるのに県関与の廃止というのは紛らわしいという御指摘もございました。従来はですね、出捐以外の県関与というとらえ方をさせていただいております。これは経過があってそういうとらえ方をさせていただいているわけですが、現時点で県関与というものの定義をですね、どう位置づけるのかということをもう一回明確にした上でですね、どういう書き方がいいのかということにはちょっと整理する必要があるのかなと、御指摘をそういうふうに見止めているところでございます。それから、アンピにつきましては個々具体でございますので、もう一回確認をしてお答えをしたいと思います。あとは、その下から4つ目のところでございますが、出捐金があるが県の関与は今後も行わないというのは整合が取れない、それも先ほどのお話ということで御理解をいただきたいと思っております。それから、全体でございます。これも先ほどのお話、出捐金の話、県関与の話とリンクするわけでございます。全体の論点でございますが、運営費の補助は県の関与があるとされ、事業費の補助は県の関与と位置づけられていないことの妥当性、整合性ということでございます。これは運営費の補助というのはある面で人件費補助まで県がしているということになりますと、これはいわゆる1つの事業に対して補助しているのとは位置づけが違うという理解で、これまで私どもなりの整理をしております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、県の関与という言葉遣いがですね、なかなか一般の県民の皆さん方にも理解をしていただけるかどうかという部分がございまして、何らかの説明をした上で県の関与と書くのかも含めましてですね、整理が必要だろうと思っております。それから、その一番最後でございますが、仕組み債への対応について記述しなくてよいかという御指摘でございます。これにつきましては、包括外部監査の御指摘もいただいているところでございまして、仕組み債というものにつきましても、それぞれ個々のですね、団体ごとに書いてあるところと書いてないところがあるように理解しておりますので、基本的には仕組み債への対応を書くような方向で各部局と今後調整をさせていただきたいと思っております。したがって、この後、個々の見直しの要否の表で御説明させていただくのはこれまでの指摘を踏まえまして、現時点で各部局と相談の中で見直した点ということで御説明申し上げたいと思っておりますので、次回につきましては、全体をもう一回整理し直してですね、最終的な御説明ができるように準備を行いたいと思っております。間に合っていないことにつきまして改めてお詫び申し上げたいと思っておりますが、よろしくようお願い申し上げます。今井委員さんからの意見、指摘事項については、そういう関係でございます。

【福田委員長】

よろしいでしょうか。

【今井委員】

結構です。

【事務局】

それでは、続きましてですね、全体の話に入る前に事業体系の表をお配りをさせていただいております。御指摘をいただいたものですから、今後の御審議の参考とさせていただくという意味を込めまして、一応整理をさせていただいたものでございます。ただ、お断りしておきますが、43団体全部ではございませんで、それぞれの部ごとですね、所管している団体が極めて多いところを中心にピックアップをさせていただいております。それでも30団体を超える整理となっておりますので、概ねカバーをしているのではないかなと理解しております。

まず、企画部の事業体系から御覧をいただきたいと思います。ちょっと趣旨と違っている部分もあるのかもしれませんが、私どもの用意した資料がですね。企画部の団体は4つございますが、いずれもですね、企画部自体の性格上、いろんな仕事を合わせて実施している部でございますので、それぞれの団体に何らかの関係性があるかといいますと、あまりそういうことはないのかなと。もちろん県との関係はあるわけですが、それぞれ4つの団体間での重複感というものはちょっと薄いのではないかなとっております。文化振興事業団、ターミナルビル、しなの鉄道、土地開発公社とそれぞれ持っている役割が違うというふうに私どもなりに整理をしたものでございます。以上4団体企画部所管でございます。

続きまして、健康福祉部所管、これがちょっと多くございまして、4ページにわたるということでなかなか御覧をいただくのもあれなんでございますが、担当部局の方で一応整理してございます。左側に施策体系、真ん中に外郭団体、それで右側に民間等との関係という形でのイメージでございます。まず、上段からでございますが、長野県健康づくり事業団というところがございまして、これにつきましては、県の出資はございません。そういう中ですね、いわゆる健康長寿県の確立という中で記載の施策体系に対応する分野を実施しているということでございます。県民への啓発とか結核、各種がん検診とかですね、健康診断とか、こういうようなことを実施しているところでございます。それから、その下、アイバンク臓器移植推進協会はまさに御覧いただく中身で特定の業務について対応している団体ございまして、出資は15.4%でございます。それから、その次が地域包括医療協議会、この団体はですね、いろんな分野を担っておりますので、以下3か所ほど出てまいります。この団体につきましては前回の部会でも御説明させていただきましたように県との出資関係もございませんし、言ってみればこれは県の外郭団体という位置づけではないのではないかという方向性をお願いしているところでございます。従いまして、その御論議が済みますと、施策体系からは落ちると整理になるかなと思っております。そうしますと、アイバンクの下の地域包括医療協議会はなくなるということでございます。次のページでございますが、高齢者の活躍の促進、長寿社会に対応してということで、ちょっと切れていて申し訳ないんですけども、長寿社会開発センターと読んでいただきたいと思いますが、これにつきましては、65.7%の出資をしているということでかなり県の関わりが強いところでございます。情報誌の発行とかシニア大学の企画運営、ねんりんピックといったようなイベントですね、全国健康福祉祭選手派遣とか、それから自ら賛助会を運営しながらお金も募っているという、そういう団体でございます。それから地域包括医療協議会は今申し上げたとおりでございます。3ページでございますが、長野県社会福祉事業団でございます。これにつきましては、出捐金はございません。ただですね、2つ目にございますように、西駒郷、障害者福祉センター、信濃学園の受託経営、指定管理者となつていただいているというところがございます。個々の施設の設置運営というものをされているという関係でございます。それから、その下でございます。県社協でございます。これは市町村にもそれぞれ社協というのがあることは御案内のとおりでございます。県全体の社会福祉協議会で、これにつきましては、出資はしてございません。ただそこにもございますようにですね、補助金等が入ってございまして、県との関わりあいも非常に強い団体でございます。ボランティアの面でございますとか、福祉人材の確保とかですね、それから生活福祉資金の貸付とか、様々な取組をされている団体でございます。最後のページでございますが、健康福祉部、非常にカバーしている分野が広くございますが、食品の関係、医薬品等の安全確保の関係でございますが、その中で長野県生活衛生営業指導センターということでございまして、出資比率は約半分ということになってございます。公衆衛生の関係につきましては経営相談指導とかですね、そこに記載のような事業をされていると、そこに補助、人的支援をしているという団体でございます。そういう面では一応分野別のまたがりというのは申し上げましたように地域包括医療協議会の位置づけが変わってまいりますとだいぶすっきり感が出てくるのかもしれませんが、それから、続きまして商工労働部関係でございます。ここには7団体ございます。ある面では非常に多いわけでございますが、これにつきましては前回の部会におきましてテクノ財団、それから中小企業振興センターについては、それぞれ担当課

長から役割、位置づけについての御説明をさせていただいたように思います。競争力のある産業の集積、マーケティング力の強化等それから中小企業に対する支援みたいなものもあるかと思いますが。3つ目の信用保証協会につきましては、出資比率は11%程度でございますけれども、金融機関独自の中小企業に対する事業貸付金の債務保証という形で実施をしております、法的にも設置をするということになっているという団体であるかと思いますが、実は過去の経過ではですね、この信用保証協会とですね、農政部所管の外郭団体の方を御覧いただくといいと思いますが、長野県農業信用基金協会という団体があるわけですが、これとの統合をしてはどうかという議論がございましたが、これにつきましては、国に対しても働きかけ等されたようでございますが、それぞれが個別法によって設置することになっておりまして、その仕組み自体を変えない限りはですね、これは統合ができないという位置づけでございます。現時点ではそれぞれの団体ということで運営していくという方向性で今、整理をされているところでございます。そういう面ではですね、そういう議論が過去にはあったということでお含みをいただきたいと思います。それから、その下、財団法人の塩尻木曾、それから南信州・飯田産業、これは、それぞれの地域課題の解決という面で県全体ということではないということでございます。それぞれの地区の必要性に応じて県も一定の役割を担っていると。ですから、出資比率も3割前後というところになっております。それから、職業能力開発協会は出資比率0でございます。技能検定等の関係をお願いしていますし、1か月後に迫っております、技能五輪というような部分も所管する団体になるかと思えます。そういった面では、職業訓練というようなことですね、今申し上げた部分とはちょっと違った役割を担ってきた団体。それから最後の株式会社長野協同データセンターにつきましては、長野県におきます重度障害者の多数雇用モデル企業という位置づけがございまして、第3セクター方式で設立したということで一定の役割を担っているのかなと考えているところでございます。ちょっと資料だけざっと説明させていただきますが、続きまして農政部の外郭団体でございます。ここも非常に多くございます。7団体でございます。まず過去の経過も含めて説明させていただきますと、平成16年の時の1回目の外郭団体改革の時にはですね、農業担い手育成基金と農業会議と、午後も御論議いただきます農業開発公社を統合してはどうかという話がございましたが、これにつきましても、法的な制度の枠組みが整ってからという条件が付いていました。これにつきましても、担当部局では国の方とも折衝したようでございますが、やっぱりその制度・枠組みが変わらないということの中ではですね、それぞれ個別の対応ということになってきております。ただそうは言いましても例えば農業会議と農業開発公社はですね、事務局が統合といいますか、同じ事務局長のもとで仕事をするなどですね、ワンフロア化も含めてできるだけ仕事が密接に行われるようにという配慮ということで、実は農業会議と農業開発公社も別の建物にあったんですけども、それを同じ建物に集約して同じフロアで仕事が完結できるようなことで幾分かでもですね、統合という視点に対してのお答えをしようという努力をさせていただいたという経過があるわけでございます。農業担い手育成基金は記載のような新規就農関係、それから農業信用基金は農業制度資金に対する債務保証、それから農業会議は農地法に対する対応でございまして、農地転用とか、そういった部分については、最終的に農業会議の御理解をいただかなければいけない部分が出ているということでございます。農業開発公社は午後で御論議いただく部分でございます。それから長野県原種センターは主としてオリジナル品種を扱うということでございますが、主要作物の原種、種子の生産供給というようなことで最後にございますように遺伝子資源の保存というようなことありまして、世界的に見ますとこういったものの種子をきちんと残していくということは非常に大事な取組でございまして、これはなかなか民間だけでは行っていただけないというようなことの中で、戦略的に必要な部分ということで位置づけられているように思います。それから果実生産出荷安定基金、それから畜産物というのはそれぞれの分野におきます需給調整対策ということでの一定の役割を担っている団体ということでございます。包括的な説明で恐縮でございますが、林務部についてでございます。林務部につきましては、過去2回の議論の中ではですね、この5つの団体についてそれぞれを統廃合ですとか、そういう議論はございませんでした。ただ、林業公社については平成16年の見直しのときには一旦廃止という議

論が出ておりましたが、廃止をしてもですね、県としての最終的なメリットがないという位置づけの中で現状の改革基本方針という整理に戻っているというのが実態でございます。検討を過去2回にわたってやってきたと、平成16年それから平成19年ですか、過去2回にわたって議論がされてきた団体であり、また午後御論議をいただくということでございます。それから、林業コンサルタント協会につきましては、県の出資比率は16.7%ということで主な出資者は市町村でございます。3分の2が市町村ということで市町村への技術支援というところが主な役割でございます。それから、次の林業労働財団につきましては、県の出資比率は6%余でございます、主な出捐者は森林組合ということでございます。森林組合に対して補助金とか機械貸与というようなことを担っているところでございまして、ある面では出口ベースでは役割としてちょっと違う部分があるということでございましょうか。それから次の緑の基金というのは緑化思想の高揚というようなことで御案内の緑の募金活動というようなことですね。ボランティアとかそういう部分を担っている団体ということでございまして、以上5つの団体がございます。それから、最後でございますが、建設部関連でございます。ここには一応4つの団体を並べさせていただいております。最初の建設技術センターでございますが、県の出捐率は半分弱、44%というようなことでございます。県内の地方公共団体が施行する建設事業等の技術支援事業を行っているということでございまして、県及び市町村の業務の補完という役割になっております。下の住宅供給公社は午後御論議をいただく部分でございます。県の出資比率は100%ということでございます。それからその下が建築住宅センター、気が早いんですけど点線になっておりますが、県の出捐率が16.7%ということでございます。ここはどう言ったらいいんでしょうか、何年か前に非常に大きな社会的な問題になりました、構造計算の問題で重要視されるようになった団体でございまして、ここの根本が適正でないですね、本当に社会的な信頼が落ちる、経済活動にも非常に大きな影響を与えるというところで、ここがしっかりしていることが大事ということでございます。最後に長野県の道路公社でございます。県の出資比率は100%ということでございますが、この団体については既に廃止方針が出ておりますが、廃止するという年次が平成38年だったでしょうか、そこまでということでございます。そんなところがこの建設部関連の団体ということでございます。

**【福田委員長】**

ありがとうございます。この資料ですが本庁と民間なり、縦軸横軸ですか、いろいろ関わってくるところだとか、見やすくなっていて、これを見ると、外郭団体だけが見直しの対象になるのか、それとも例えば、本庁の方まで役割分担を考えるとかそういった議論にも使えるということで御用意いただきました。

**【事務局】**

まだまだ完全じゃないものかもしれませんが、よろしく御審議の参考にさせていただければと思います。今委員長から御指摘をいただきましたので、午後の会議にも残りの委員さん方にもお配りさせていただくということで進めたいと思いますので事務局の方でそのように用意させていただきます。続きましてですね、本題と言いますか。

**【福田委員長】**

これには観光部は入ってなかったんですね。

**【事務局】**

観光部はですね、今回は3団体以上ということで作ったものですから、できていないんですけども、必要であれば作ります。

【福田委員長】

観光部はむしろ本庁のほうでこなしているということですよ。

【事務局】

そうですね、観光部は実はですね、新しい部なんですね。非常に新しい部です。平成19年に立ち上げた部でございます、それまでは商工の中にあたりとかですね、田中県政下では係ぐらいに圧縮されたりとかですね、そういった紆余曲折を経たセクションでございます、そういう面では新しい部ですので、あまりそういう外郭団体を使ってというようなところは少し薄いのかもかもしれません。ただ観光協会というものは長年あった団体ですので、どういう位置関係、役割分担をするのかという議論はありかと思います。

続きまして、厚いA4判の冊子の方をですね、一旦ちょっと御覧をいただきまして、今井委員さんからの指摘について十分お答えしてないのでこれが最終形というわけにはいきませんが、これまでの議論をもとにですね、修正するべきものも含めて御説明をさせていただきたいと思っております。確認のためにですね、この資料の最初でございますけれども、私どもとしましては、改革方針、スケジュール、位置づけ、理由等について、それぞれの変更をお願いしたい部分については丸印を付させていただいておりますし、先ほど来申し上げましたように対象から除外をしていただいているところについての欄を新たに設けまして説明をさせていただいているところでございます。この表を御覧いただきますと分かりますように、対象から除外というところを御覧いただきますと、合わせまして、6番、7番、15番、それからその次の2ページ目の41番、この4団体をですね、対象から除外をさせていただきますと、現在43団体あります県の外郭団体が39団体ということで30台に減少させることが可能になるということでございます。従前、平成16年当時の団体数で考えますと、確か54あったように記憶してございますので、そういう面ではですね、おかげ様をもちまして、だいが県政にとっての時の流れを見ながらスリム化ができてきているのかなというふうに思います。平成16年策定当時は54団体あったんですけども、1団体が追加されて、残りが削除されるなどの経過がございまして、43団体になり、今回の4団体を除きますと、39団体という形にだいがスリム化をさせていただくようになったということでございます。では、それぞれのページをおめぐりいただきながらですね、御確認をいただきたいと思っております。まず、最初の消防協会は丸がついていませんが、先ほど今井委員さんから御指摘いただいた部分については、御回答しなければいけないというふうに考えているところでございます。それから、土地開発公社につきましても今井委員さんから御指摘をいただいた部分がございまして、これにつきましてはですね、網かけの部分、ちょっと薄くなっているかもしれませんが、2ページ目でございます。2ページ目のところですね、御指摘いただいたスケジュールのところですね、事業量に応じた必要最小限の職員体制による業務実施の継続と、こういうところで、改めさせていただいているように思います。あと、アンダーラインの部分につきましては、従前説明をさせていただいている部分でございます。土地開発公社につきましても、今井委員さんから御指摘をいただいている部分についての御回答はまだということでございます。1個1個よろしゅうございますか。もしここはというところがあったらお止めをいただければと思っております。しなの鉄道にいてもよろしゅうございますか。しなの鉄道について表の1ページ目は特段変更ございませんが、2ページ目の7番でございます。見直し案の改正案のところでございます。何行目かでございますが、「今後は」というところがございます。今後は26年度中に長野以北並行在来線の経営を引き受けることに加えというふうに、ここを加えさせていただいております。老朽化した車両や設備の維持更新等のための資金需要が見込まれるためと、この資金需要の関係がどうなっているのかとお尋ねをいただいているように思います。それから、その下の段落でございますが、通勤通学等地域の交通機関、全国的な輸送ネットワークなど様々な役割を担うというところが変更になってございます。しなの鉄道が今後も安定的な経営を維持できるようにということで、そこを文章的に整理させていただいているところでございます。それから、私立幼稚園協会、は外郭団体の対象から除外をさせて

いただければというふうをお願いしております。それから、私立短期大学協会も同じでございます。ただ、先ほどと同様でございますが、今井委員さんからの指摘に対応する場合には変更等が当然あり得るわけでございます。私学教育協会は、ここだけ名称が変わっております。ここら辺の名称の整理がでこしゃこしているということを御指摘いただいているように思います。いずれにしましても、前回は申し上げたような経過でこの団体が1つ今後とも外郭団体の扱いとして残るということでございます。それから、丸が付いているという意味で申し上げますと、長寿社会開発センターでございます。これはスケジュールの関係では変更があったわけでございますが、御指摘をいただいて直したところは、3ページ目のところでございます。1番最後のところでございます。「また」とございます。「また」の次の2段目で、高齢者施策の地域における中心的な実施主体は市町村であることから今後は市町村社協など関係機関との連携を深める次でございます。ボランティアセンターへの登録を勧奨するなど、この部分が変わってございます。それからその次に、元気高齢者の活動の場づくりなど積極的に進めるとともに高齢者自身が地域の支え手としての役割を積極的に果たせるよう、ということで加えさせていただいております。長寿社会については、この辺を改正させていただいております。次よろしゅうございますか。

【福田委員長】

元気高齢者って言葉遣いはあるんですか。

【事務局】

元気高齢者ですか。言葉遣いですね。

【福田委員長】

別にどうでもいい話なんですけど、どっかでやっぱり元気高齢者とか元気子どもと言ったときに県民とか市民からいろいろあったんで、「元気な」というのもありますし。

【事務局】

元気高齢者施策ですね。

【福田委員長】

あと、元気なとか言うのと、例えばちょっと体にね、元気じゃないとか弱いとか、弱者的な方々とか、すぐく反応しちゃう言葉らしいんですね。だから、別にあれなんですけども、元気な高齢者の場づくり、じゃあ元気じゃない、ちょっと弱い方はどうするのとかなくなっちゃうから、どうしたらいいのかなとか。

【事務局】

外郭団体というよりはむしろ県政における言葉遣い、それは政策の意図ということですよ。

【福田委員長】

この上の方にも元気高齢者ってあるんですけど。まあ、その意図として、よく言うバリアフリーとか、ユニバーサルデザインとかいうように、みんなに等しくそういうことをして欲しいとか、逆に弱者とかそういう人たちもそういうところに普通に参加できるってことの方を望んだりとか、こういう文面が出ないからみんな言わないんですけど。だからそういった方々がかなり反論してくる言葉です。ちょっと気を付けていただければ。

【事務局】

現在、5か年計画も策定中でございますので、その辺での使い方もたぶん議論のところがあると思います。担当部局によく確認の上ですね、御指摘のところはごもつものことでございますので、ここだけ変えられるのかも含めてですね、もう少し配慮をさせていただきたいと思います。確かに明らかな病気とは言えないけども、未病と言うんでしょうか、少し体調悪いけどもという方もいらっしゃるわけでございます。

【福田委員長】

何をもって元気というのか。

【事務局】

定義も難しいかもしれません。

【福田委員長】

ちょっとハンディキャップの方とかも含めてですね。むしろユニバーサルデザインのなところをどこかに含めた方がいいかもしれません。

【事務局】

はい、わかりました。

【事務局】

社会福祉協議会については特に変更の話はございません。ちょっと飛ばしまして、地域包括医療協議会は、いずれにしても外郭団体の対象から除外という方向性で整理をさせていただければというふうに思っております。下水道公社につきまして御指摘いただいておりますので、その回答が済んでないというふうに理解をしております。特に現時点での変更予定はございません。中小企業振興センターにつきましては、従来、説明文といいますが、具体的なものが入っていませんでした。前回ちょっと説明もさせていただきましたが、新たに整理をさせていただいたものをここで載せさせていただいているものでございます。長野県ものづくり産業振興戦略プランに基づく事業を展開していくという位置づけを持っておりまして、それから、団体の位置づけ等につきましては、「また」以下でございますが、公益法人制度改革への対応に伴い、平成24年4月から公益財団法人に移行というところでございます。次の右側のページにつきましても、アンダーラインの部分につきましても、加えさせていただきながら、内容の改正をしております。内容につきましては、前回担当課長の方から申し上げさせていただいたとおりでございます。それから、テクノ財団につきましては、特に御論議の中での修正ということでは御説明する部分はございません。これにつきましても前回御説明をさせていただいたところでございます。それから、塩尻につきましては、特に改正点はございませんが、今井委員さんからも御指摘をいただいていた部分があるかと思えます。南信州につきましては、名称変更が大きなところでございまして、公益財団法人化をしたというところでございます。あと、その辺の経過を踏まえて改正案の方が出ているということで、特段御論議の中から修正したものは現時点ではございません。信用保証協会、長野協同データセンターは特に変更は考えてございません。次の職業能力開発協会につきましては、御指摘の中での変更点はございません。これにつきましては、県職員の派遣の部分を削らせていただくということでございます。国際交流推進協会、これにつきましても今井委員さんから御指摘をいただいている部分があるということで積み残し分がございしますが、現時点での修正部分はございません。原種センターも特段ございません。畜産物安定も特に変更点ございません。農業担い手、果実出荷、農業信用基金協会、農業会議、この辺につきましても、特にございません。林業公社につきましては、別途御論議

いただくということでございます。それから、林コンでございますが、特段御論議の中での変更はございませんが、修正点は前回御説明しているとおりでございます。あと林業用安定基金協会も特にございません。緑の基金もございません。林業労働財団も御論議の中での修正点はなかったように思います。道路公社、建設技術センターも特にございません。建築住宅センターにつきましては、先ほど冒頭で御説明申し上げたとおり、2枚目でございますけれども、改正案としましては、外郭団体の対象から除外するということでございます。あと、体協、それから、暴力追放県民センターは、特段見直しの予定はございません。現時点ではこういう整理でございますが、何年か経ちますとまた情勢の変化等がございます、着実に見直しをするということが当然必要でございます。申し遅れておりますけれども、私どもとすれば、できるだけ県政をスリム化するという方向性はずっと保ちつつ、今後とも、言葉は悪いですけど、監視活動をしながら取り組んでいくということではないかなと思っております。

#### 【福田委員長】

そうですね。今回対象になっていなかったものでも深く入れればまた違った観点というのもあるんじゃないし、やっぱり、評価って形骸化しやすいんですけど、形骸化にならないようにちゃんと機能していないといけないのかなということはあるんですけど。

#### 【事務局】

先ほど申し上げましたように、平成16年の時にですね、かなり、ある面で強烈に見直しをさせていただいたということがあって、それがあある面ではきっかけですね、外郭団体というものにメスが入ってきたというのは事実でございます。それを平成19年の時に一旦現実的な対応みたいな部分を踏まえて修正をかけておりますが、ただ、平成16年当時の基本方針をそれほど大きく変えていないものもありまして、かなり県としても取り組んできたということでございます。ですから、平成16年のときはですね、8団体廃止しているんですね。例えばですね、建設技能振興基金とかですね、地域開発公団、勤労者福祉事業団、公園公社、高圧ガス保安公社、漁業信用基金協会、長野県学生寮、長野県生乳検査協会とかですね、そのような団体とか、あとは浅間高原開発株式会社みたいなものは民間に移譲とかですね、それから、今回もありましたけれども、議論の中でですね、信州医学振興会というものがですね、外郭団体としての扱いを外すとかですね、そういう一定の整理をしてきたと。その後もですね、2団体ほど廃止しているんですね。国民年金福祉協会とかですね、そういうこともありまして、それから廃棄物処理事業団みたいなものも廃止したりしております、その結果43団体という形になっております。

#### 【福田委員長】

今井委員さんから出ているものへの回答というのはまた後日いただけるということですが、この辺何かありますか。これをどういう形で本会議に上げるとか、部会としては最終的にどのように、これの形を整えてきて、どうしていくか。

#### 【事務局】

この部分についての出し方も御相談しなきゃいけないと思っておりますが、部会への私どものお願いはですね、県としての考え方を基本的に是としていただくかどうかという御提案をさせていただいたように思っております。ですから、それについて一覧表のような形で整理をさせていただいて、本会議の方へ御説明をさせていただくと、それは個々の話なんですね。プラスアルファでどういうふうになら例えば私どもが丸を付けている団体以外についてですね、例えば表現の問題とか、それから、全体を見渡した場合の欠けている部分とかですね、そういう部分についての御指摘を部会として、していただいたというのは非常に重要なことでございますので、そういったものを含めて本会の方へ御報告いただくのかなというふうには考えてはおります。全部がすっきり文言からきれいに整理するということまで

よっと私どもとすればそこまでできるかなという思いはありますが、検討会でこういう指摘でちゃんとやりなさいよというふうに指摘していただくことが一番根幹にあって、ただ一部分は県の方からこういう提案をさせていただいたということについては、是としていただくのか、非としていただくのかというところなんじゃないかなと。

【福田委員長】

そうですね。先ほど青木課長さんが御説明いただいたように、本会議に上げる時に、例えば平成 16 年時点から団体数がこう減ってきて、ここまで一応肅々とスリム化なりを図ってきたというのはもう一回経緯を説明いただいて、1 回目にあったと思うんですけども、たぶん本会議の方でも忘れてしまっているんで、もう一度そのうちの 6 つが本会議にかかっているけども、部会の中でも検討したという中で、さらに自主的にも含めて県の考えとして 4 つがさらになくなって 39 になる、そういう全体的な流れとともに、この 1 つ表形式なのか、1 つか 2 つこの様式をとりまして、あと、こういったものの中で、今井委員さんが言われたように、表現的なものだとか、バラツキだとか、そういったものの指摘があって、あともう一つ全体の中で、一つひとつの公社の有無の是非じゃなくて、民間なり、市町村なり、本庁との競合性という形の整理を部会から提案する、そのくらいのことなのかなと思います。1 個 1 個の表現というんじゃないで、あとは、ちょっと気になったのがこの方針の進捗、この構成なり書き方とかですね、あとは、この 7 番の現行からの修正案というところについては細かい標語とかになってくるんで、中身を更に見るのは難しいので、これはいいとして、1 から 6 ぐらいまでの中でこちらの 3 人で見て、ぱっと見てこれが調査表として意味をなすかどうかみたいな部分をこちらの 3 人でこれでいいのかどうか見る必要があるかなと思います。これで、見直し案とかいう、見直しをしない場合でもこういった形で 1 つ公表していく調査表としてこれでいいかどうかとか、そこがちょっと必要なみたいな。そこがそろえば今回部会としては、本会議に出していけるかなと。本会議に説明するとしたらいつになりますか。

【事務局】

それも含めてなんですけれども、29 日に次回がございますが、その午前中にやはり最終的な御論議をいただかなければ、私どももまだ報告させていただいてない部分がございますので。もしあれでしたら、その日の午後、今のところこういう形で部会としての整理をしているというところを御報告いただいて、そこでやっぱりそうは言っても本会の皆さん方に御覧をいただくなりして、御議論をしていただくということも 1 つかなと。いきなり 16 日で、というところとちょっとどうかかなというところがあると思います。ただ、29 日も盛りだくさんでございますので、そこまで時間が取れるかどうかというところがあると思いますが。

【福田委員長】

どうしましょう、部会として、今井さんと関さんとして、3 人で報告するとして、どういう形を本会議にとっていきますかね。

【今井委員】

基本的には今課長のおっしゃる方向でいいんじゃないかと思います。次回午前中でまとめて午後報告できればね。最終にはならないかも知れないけれど、方向付けとしては。

【事務局】

今、私、口頭でしか申し上げてない部分もありますので、今御議論いただいた、もちろん宿題の部分もございますし、どういたしましょうか。

【今井委員】

そうですね。宿題の部分はかなりちょっとありますね。県としてどう考えるかというところで、特に県関与の廃止というような表現を変えると根本的に影響が大きいですね。今まではそう言っていて、実はそうじゃなかったという話だから。

【事務局】

一旦ですね、次回の部会の直前だとちょっと難しいので、もうちょっとうちの方も馬力上げられればですね、そのところを事前に御覧いただいて、御意見をいただいて修正がもしあれば、ここはちょっといくらなんでもというところがあれば、御意見をいただいて、29日に臨むというような形でいかがでしょうか。全体的な出す資料のイメージは委員長さんにも事前に御覧をいただくというようなことも可能であると思いますので、内容はともかくですね。全体がこうあって、この丸のところを見ましたと、そして、見直しをしないところは削いだもう一つの様式を作ってですね、見直しの必要性とか、こういうところをもっと詳しく書くと。いわゆる御議論いただいたものをですね。全体で15あるんですけども、この15のどういうところを直してその直しの肝はここであるというような、これとはもう1個の内容を書いたペーパーを事務局としては作ってみたいと思っていて、それを御覧いただいて、こういう形でいいだろうという御判断をいただければ、それを委員会の方へ上げていただくようなイメージで作業はさせていただきたいと思っています。あと、関与とか出資の関係とかですね、共通のキーワードでどう直したかみたいところを、全体に係る部分として記載してみたいと思います。

【今井委員】

そうですね。全体にかかる部分があれば、委員長も今までおっしゃっているところもあるので、全体にかかる部分は用意してもらった方がいいと思います。

【事務局】

こんなふうに修正したというものが必要になるのでしょうか。

【今井委員】

そうですね。

【事務局】

中身の話と、それから、共通の切り口での見直しというところが、両面あるのかもしれませんが。

【今井委員】

そうですね。そういう、全体のまとめを入れてくれると、より良くなると思います。その点では、もう1個。この間問題提起をした、もう1項目の、出捐金の返還に関わる何らかの統一的な考え方、方向性みたいなものを、やっぱり私は、示すべきだと思うんですけどね。

【事務局】

現実的には、先ほど説明させていただいた動きは、1つ大事なことだと思っていて、微々たる動きかもしれませんが、そういう動きも出てきているということでございます。

【今井委員】

原理原則でいいと思うんですけどね。具体的にどうなのかはともかくとして。

【事務局】

視点としてですね。

【今井委員】

視点として、考え方として、そういう方向でという。というのは、やっぱりこう見ていくと、出資比率が低い、20%、30%のところの団体にね、どうこう言っても、一番多い市町村だとかがあるわけだから、そんなに、どうこうしろと言えないじゃないですか。それで、関与を減らしていったって、主体的な運営にとっているんだったら、基本的には出捐金の返還ということも方向性としては1つあるよという話はあると思うんです。

【事務局】

はい、ご案内のとおり、そういう部分が非常に大切な動きというふうに私どもも認識しているのと、それと、県というものはですね、釈迦に説法でございますけど、ある程度県民の皆さん方のところで動きがありますとですね、県が入っているかどうかというのが非常に大きな動きになるものですから、その全体の皆さん方の理解が得られないとなかなかそうならない部分もあるわけですね。何だ、県は何もしてくれないのかと、このようになりますと、県政全体がなかなか順調に回らないということもあるので、そこが県というものの難しさでございますが、その部分と、ご指摘の部分で、団体としてどうなのかと。ですから、私どもとすれば、方向性ですね、常にそういう視点を大事にしながら、引き上げられるものは引き上げるべきだというふうに言い続けていくことも大事だと思っておりますので。

【福田委員長】

今みたいなお話もあるんですけど、県が何もやっていないんじゃないかっていうお話もあるんですけど、逆にね、民間だけに任せてしまうと、信頼度というか、行政の信用性というか、県が名前を貸しているだけでお金を出していなくても、県が関与しているというか、そこがあるだけで回るという事業もあるので、そこは難しいですね。

【今井委員】

その点で言えばですね、今日この事業体系は、委員長のご指示でやってもらってわかりやすくなったんですけども、そのときに思ったのは、そういう団体と県との施策の共有性がどの程度図れているのかということなんです。

【福田委員長】

施策とか、事業の共有性は図れていると思うんですけど、本庁側で、変な言い方をしてしまうと、予算だけ、補助金だけとかということがありますよね。

【今井委員】

そう、だから、その共有性が大事ですね。

【福田委員長】

そうですね。

【今井委員】

一例を挙げていいですか。信用保証協会、あくまでも一例ですけど、県の立場でですね、創業の融資については、創業しやすい長野県づくりということで、制度を変えて、1,000万までの融資枠に拡大し

たわけですね。それから、これまでは、自己資金が2分の1必要だったものが、それも必要なくなったと。自己資金がなくても1,000万までということで、より創業しやすい環境づくりということで、創業基金を作ったと。ところが、どうも現場に聞いてみると、保証協会に持っていくと、なかなか通らないらしいんです。基準は今までと同じですと。自己資金がなければやっぱり1,000万はとても無理ですよと。300万、400万じゃないですかと言って、結局は認めてもらえないと。そうすると、一例をとってもですね、県がせっかく創業支援の環境づくりという施策をやりながら、じゃあ、保証協会の施策の中にそのことがどの程度共有されているのかが、疑問じゃないかな、というふうに思ったことがあったりして、そういう面では、他の団体もそうですが、共有性がどの程度図れているんですか、というところも極めて重要なところだと思いますね。団体間の位置付けは、必要性があってもいいにしても。

【福田委員長】

前回私が言ったように、事業とか体系が、今、ここが主体的にやっているけれど、どこが本当に担うのが妥当かという、そこをしっかりと見直さないと、ということは、今年はやらないですよ。ただ、提言はしようと思っています。

【今井委員】

その必要性はあると思います。

【福田委員長】

書こうと思っています。ここを見ても、例えばですけど、文化振興事業団が出資100%といったときに、芸術文化は、地域や市町村にも関係する中で、本当に100%出していいのかと思ったら、酒井さんが言われましたよね。そこで、ああ、なるほど、今の説明で必要性もわかったという形なんですけど、県の施策を見た時に、プレジョブとか、子ども、若者の支援だとか、いろいろあるじゃないですか。そうするとこれは、もう文化振興事業団に任せてもいいかもしれないし、何で本庁がこんな事業をやるのかとかね。例えば、どこがやったら一番いいのかなということがあるじゃないですか。高齢者側は、団体がやっているということもあるので、人の育成といったときに、高齢者は外郭で、子どもは本庁でとかいろいろな視点があるので、やっぱり難しいかなと思います。あと、よくあるのが、観光についても、かなり感じているんですけども、いろんなところで計画を作りますよね。計画策定、本当に計画ばかりで、目標が達成されるか、されないかわからないままに計画ばかり作っているというのが私的には疑問です。だから、そういう面も含めて、計画づくりのために、例えば観光部で、企画とか振興課の人数を、観光部全体で60人で、その中の企画と振興で20人が、じゃあ何するって、今、計画中ですっていうんじゃないかな。だから、やっぱりそこが、本当に現場でやるところが計画だって作ってもいいかもしれないし、いろんな意味で見なければいけないと思います。

【今井委員】

恐らく午後にも出ると思うんですが、観光についても観光振興計画を見ていると、観光部の中だけのものに偏っている部分があるような気がして、例えば農政部だって、信州ブランドだとか色々やっていて、そのことが入っていないじゃないのとか、県全体の振興計画はですね、各部署があるからそれは入っているんだと思うんだけど。部署間の連携って、どの程度とれているのかなと。部長会議で、担当部長が説明しているだけじゃないかと思うんです。

【福田委員長】

連携がとれてないと私が言っちゃいけないんですけど、ほかにも関与していて、観光とか農業とかブランドとかものづくりとかそういったところが、1つのことにしても全然連携がとれなくて、今あくせ

くしているんです。今、計画策定中ですとか皆さん言うんですけど、計画策定を目的にしないでくださいというのがあって、それをやっちゃうと、観光もそうですけど、全然呼び込みなり、入り込みなりが達成しないでも終わっちゃうじゃないですか。その繰り返しになってきて、観光の入り込みだって減っているわけですよ。午後の議論にもなるんですけど。だから、そういう中で見たときに、観光もそうですけど、入り込みを2千万とか、何年後に、それを達成するために誰が責任を持って動かすの、といったときに、やっぱり見えない部分ってあると思うんで、ちょっと、ここは本会議になってくるんですけど、どう提言していくか。今回こういう中で、競争性なり、本当に政策・施策・事業といったときに事業をどういう体制なり体系の中でどこの主体が受け持つのがいいのかとかの精査の仕方ですね、そこら辺は提言していきたいと思っています。今年は無理だけでも。そのためにこれを御用意いただいてという中で。本会議に上げて、本会議の議論になってくるかなと思っていますけど、これは。すいません、飛んでしまいましたけれども。部会では今おっしゃったように29日に今まだ残っているところをやっていただいて、見直し部分とかも挙げていただいてという中で、私たち3人の方から本会議に報告という形をとるんですよ。それともこういう形になりましたと、さっと説明いただけるんですか。

#### 【事務局】

ご指示いただければ、いかようにもできると思います。部会での結果を事務局で取りまとめさせましたので、事務局の方から説明をと言っていたいただければ、私の方からご説明をさせていただきます。足りない部分は補っていただければと思いますので。

#### 【福田委員長】

そうですね。そのような形で。それで、本会議に上げたという形をとったということでもいいでしょうか。

#### 【事務局】

中身につきましては、もう少し委員長さんともご相談をしながら、また、今井委員さんからの指摘事項につきましては、至急整理にかかりながら、メール等でのキャッチボールもあろうかと思いますけども、お含みをいただければと思います。

#### 【福田委員長】

今井委員さんと関委員さんと、私があれば、先ほど言ったように、3ページとか、5ページを見ていただくと分かるように、この1から4まで、これでぱっと見て、改正の内容や字句だとかそのような文章的なものはいいんですけども、これで意味が理解できるかという部分、もう少し客観的に考えて、これでいいのかな、もっといい言葉があるのかなという部分を今度までに考えていただけたらと思います。例えば、私が見て分かりにくいのは、2番とかでも、自己評価Bとか、県評価B、次もAとかあるんですけど、そこに、22年度実績の評価結果を転記というか、書かれているんですけど、全然わからないんですよ。何をもちょうBとかAにしているのか。評価結果に関するコメントとかは、誰が、どの評価結果に対して言っているのか、Bに対して言っているのかとか、いろいろあるので、もしきちんとした判断根拠なりを持っているなら、この欄の説明というか、あった方がいいかなと思います。そういうのがないと、今井委員さんからもあったように、この評価書自体のばらつきというものも出てきてしまうから、表のですね。1番はわかりますよね。2番目が特に進捗とかの、誰がどう考えて、どういうあれに対してのコメントなり、評価なのかとか。3番もわかりますけども、そういうことも含めて、お二人も29日までにチェックいただけたらと思います。

【事務局】

そうですね。ここのあつらえは、私どもなりに、どうすればここのところをお分かりいただけるのかなというのは難かしくて、最初に改革方針があるんだと、それから、その進捗状況とって、県でやっているっていてもなかなかわからないというところがあるんですけど、では、何かもう少し客観的にお示しできるものがあるのかというと、我々は、団体の評価と県評価というものを毎年度8月末時点で整理して対外的に公表しているものですから、それを使うというのが1つの考え方かなと考えたわけです。

【福田委員長】

だったら、ここの部分にその説明があって、対外的に公表しているものってというのがどういう形で出されているのかなという1枚紙が表にあると、いきなりこれが出てきても、わからないので。

【事務局】

これがどういうものかわからないですものね。

【福田委員長】

自分達が勝手に事業評価みたいに、担当の職員さんがいいかなとって、感覚でつけてしまっているのか、コメントというのも、その評価に対する評価ですよ。

【事務局】

誰がやったものかわからないですね。

【福田委員長】

そうです。どの評価、どっちの評価に対しての誰のコメントなのか。

【事務局】

わかりました。ご指摘のとおりですね。

【福田委員長】

後の3とか4とは分かるんですが、それ以外に分かりにくいとか、もっとこういうものがあつた方がいいとか、表現もそうですし、1から6までですね。表現の仕方なり、構成の仕方なり、今言ったような解説が必要な部分とかがあれば29日までに。そのような形でよろしいでしょうか。

【事務局】

今の部分はどうでしょうか。2番目のところは早急に用意ができますので、AはどうしてAなのかですね。あと、口頭で申し訳ございませんが、評価結果に関するコメントは、評価というのはいまず団体が自己評価します。それに対して、県の立場で、団体の自己評価を踏まえて県評価をするんですね。

【福田委員長】

所管部局がやるんですか。

【事務局】

所管部局が県評価を行います。所管部局が評価をする際にコメントもつけることとなります。例えば、団体もA、県評価もAということになると、改革は順調に進捗している、というような形でAにするん

ですけれども、団体がBと評価したものをCに下げる場合などは、団体がこういうことでBと言ってきているんだけれども、客観的にみてCである、というようなコメントを、所管部局が入れるというシステムになっています。毎年度ということで、言ってみれば、団体評価と県評価といい、ある面では内部評価、行政の内部評価であることは事実であろうと思います。

【福田委員長】

外部評価的なのは3番になってくるわけですね。

【事務局】

そうですね。これは毎回あるわけではなくて、包括外部監査の方で選んでいただいて、今年はこのテーマでということをやっていたということですから、今日の午後、指定管理者に関しての第三者評価についての制度設計というところまではいきませんが、一旦ご説明したいと思っているのですが、次回までにある程度の方向性をご論議いただければと思っているのですが、実は外郭団体につきまして、現行の方針は団体評価があって県評価があって、それを修正する場合はパブリックコメントでやりなさいという話になっているんです。それに従ってやってきているんですが、今回のように包括外部監査人の指摘もあって、こういった第三者の検討委員会をお願いしているわけですね、今年の場合は。ただ、毎年このようなことができるかという、難しさもございまして、毎年検討ばかりしてはどうかということもあります。本委員会でお話すべきことなのかもしれませんが、こういった第三者評価的なものを、どう今後の外郭団体について入れていくかということは、大事な部分です。

【福田委員長】

これは今どのような形でやっているんですか。第三者評価や外部監査とかも含めて。

【事務局】

あくまで自己評価です。第三者評価の仕組みは今のところありません。

【福田委員長】

知事はやろうとしているんですか。

【事務局】

そういうことはありますね。私ども全体で行革方針というものを作っておりますので、行革方針を作るときには外郭団体についての一定のチェックといいますか、そうした必要性を記載しています。

【福田委員長】

方針というのは5年サイクルくらいですか。

【事務局】

大体5年サイクルでやっておりまして、今年が初年度なんです。初年度にやっているわけですから、そういう面では前回は19年で、今年が24年ということで、結果的には5年目になっているわけですが、果たしてそういうことでよろしいのかどうかも私どもとすれば正直言っております。まだ内部で詰めているわけではないんですけども。

【福田委員長】

毎年やり過ぎですからね。3年から5年がいいところかなという感じはしますけれどね。

【事務局】

そうですね。その辺のところも、今後第三者のみなさん方の評価といいますか、チェックのありようみたいなものをどう考えていくのかというところはあると思います。今年はずっと包括外部監査という目が入って、それを元にするということでの位置付けをさせていただいたというのが実態ですけども、では、3年ないし5年の間にやる場合に、次回はどのようなテーマとか、テーマがあるのかどうかもわかりませんし。

【福田委員長】

そうですね、そこは全体のあれとして委員会の方でも提言の1つにしなければ、委員会として、さっき言った体系とかの考え方もそうですし、事業とかも、あと第三者評価のあり方、そこは簡単にでも全体として出した方がいいかと思います。

【事務局】

そうですね。一定のご指摘をいただければ、私どもとすれば、それを踏まえながら今後考えていくということになるかと思います。本会の方で指定管理者の第三者評価の考え方について申し上げますので、その辺も踏まえながらお考えをいただければと思っております。

文化振興事業団とか社会福祉事業団は指定管理者でもあるわけですから。その難しさも正直に言ってありまして、事務負担から考えますと、ある年は外郭団体の立場でチェックが入り、ある時は指定管理者の立場で入るといった難しさもあるということですね。ただ、視点が違う部分もあります。

【福田委員長】

そうですね。指定管理は永続的ではないわけですから。

【事務局】

基本的にはそうですね。期間もありますし、公募、非公募の別があったり、そういうところもあるわけですが、午後、十分かどうかわかりませんが、ご説明をさせていただきたいと思っております。

【福田委員長】

把握されていないかもしれませんが、指定管理はどのくらいやられているのでしょうか。

【事務局】

施設数は37ございます。

【福田委員長】

わかりました。多分、提言というか、6社のあり方もそうですけれども、今言ったような競合性の話、あと第三者評価のあり方と指定管理のあり方とか、委員会として、別途まとめる話というのは午後からやりますけれども、かなり重要なので。では、部会の方はこれで。29日にまとめて、私の方で、これについても、今お話ありましたけれども、ここについて、評価が5年に1度の中でという形でやるこの表がこれでいいのかみたいなことを29日にもう一回詰めるということで。他に何か考えている、言っておきたいことはありますか。県の皆様の方、委員の皆様の方で補足が何かございますか。

【事務局】

特段私どもの方としては、この部会の方をお願いするものはないですかね。先ほど委員長さんがおっしゃられた1から6ぐらいまでのところですが、お気づきの点が29日に出てくると、その日に報告と

いうことは難しいところですので、例えばメールなどでここがおかしいなど、29日よりも前にご指摘いただけると、29日に間に合わせるようにこちらも作業させていただきます。29日にしっかり考えなければいけないものが出てきた場合、その日では調整がつかなくて、午後の委員会に上げられないということもあるので、先にいただければありがたいと思います。

【福田委員長】

そうですね。では、まだ時間があるので、私の方でコメントしてよろしいですか。

【事務局】

はい。

【福田委員長】

改革基本方針の内容とありますけれども、このときに、先ほども林業公社の方で過去16年、19年に見直しているとかありましたよね。ああいう経緯があった方がいいかなと。やっぱり過去にこういうことを繰り返してきた組織なのかどうかというか、過去の経緯ですね。スケジュールとかも、その改訂版と分けて、経緯というものをに入れて改訂版との比較で。具体策というのは、意味がよく分からないですね。

【事務局】

改革方針の中での、スケジュールの具体的な中身、そんな感じの整理ですね。

【福田委員長】

では、具体策というより、具体的な取組とか、方針と言うよりも、取組内容ですか。行っていくというよりも行ってきたわけですね。

【事務局】

はい。

【福田委員長】

検討を行っていきんだから、改革方針といったときに、方針の内容は結果ですよ。過去形じゃないとおかしいから、何をやってきて、今こういう評価をしているという。プランが例えば5年前に、19年度の時から具体的に取組んできて、どういう改革方針、ちょっとやっぱり、わかりづらいですね。改革方針というのは、今時点ですか、それとも5年前のプラン時点ですか。それで、スケジュール的に19年度からだから、過去の経緯も書いていただいたんですけども、19年度時点の改革方針ですか。

【今井委員】

委員長、それはね。この表の要約になっているんですよ。全部。そうですね。

【事務局】

そうです。

【今井委員】

これが、個々に全部あるわけです。各団体ごとに。この要約がここに書いてあるだけで、概要にしてくれて書いてあるけども、要約が書いてあるから、ここをいじると、こっちと違っちゃう。これはた

だ要約しているだけなんですよ。これはもう、ホームページに公表している外郭基本方針の内容なんですよ。書いた人がみんな違うんですよ。だからまとめ方が違うんですよ。概要といっても、概要を書いている人と、ちょっと概要じゃないんじゃないかと、簡単にしちゃっているとか、色々あるんですよ。それは無理もないと思うんですよ。

【福田委員長】

事務事業評価とかで数百枚、数千枚出てきたときに、必ず担当者が書くので、それはあることなんですけれど、この場合の、調査票については、今言ったように、過去の経緯と、あと、改革方針というのは、プランのときの方針から、いかに改革されたかを私達は見るとは見るわけですから。その表を元にとすると、ちょっと違うかなというか。だから、19年度から、どのようなスケジュールで進めてきて、その時にどう取り組んできたかということの方が重要なと思います。

【今井委員】

それで、逆に言うと今回の検討の変更っていうのは、やっぱりこれの変更になるんですよ。

【事務局】

そうです。現行プランの変更です。

【今井委員】

だから、こっちはあくまでも内部検討用の調査表ということで、分かりやすく、今までの経過を、こうまとめてくれたんだけど、直ってくるのは最後のここにある7番のところが書いてあるときには直ってきて、書いてなければ何も変わらないということですよ。

【事務局】

そうです。その前提だったということで、どうするかなと思い悩んだ中で作ったものです。

【今井委員】

分かりやすくまとめてもらっているというように思っています。

【事務局】

2枚にどうやって収めるか、基本的にはですね、そういう視点で、43近くあるものですから。

【今井委員】

だから、私は少なくとも、改革方針の本文から見ているわけなんです。ここだけだとわかりづらいうから、こっちを見た上でという。

【事務局】

そうですね、確におっしゃるとおりでして、ここは、むしろ別紙参照ぐらいで。

【福田委員長】

それでもいいですね。はい。

【事務局】

ただ、過去の経過がわからないものですから、おっしゃるとおり過去の経過は、どういう経過があっ

てこの団体は今まで取り組んできたかというところの整理はあって、それが現時点の改革方針になっていますよというところはあるのかもしれませんがね。細かいことは抜きに、例えば、改革方針だけ必要な県関与の継続とだけさせていただければ、後は詳細別紙ということで。

【福田委員長】

それの方がいいですね。逆に過去の取り組みと、今時点で、プランの改革方針がどうだったか。

【事務局】

そうすると、1はおっしゃったように別紙みたいな形で、2番の方の改革の進捗状況のところを、今まで経過とかそういったものを入れこんで、今までこういうことをやってきましたというのを2番に入れるように、そんなイメージですかね。ただ、この評価があまり意味があるのか、ないのかというところだと思うんですね。内部評価をいくらBだAだと書いてみても分かりにくいのかもかもしれませんね。

【福田委員長】

進捗じゃないと思いますよね。進捗というより、改革方針に向けての自己評価でいいんじゃないでしょうか。

【事務局】

そうですね。では、現行の改革基本方針はこうだとさせていただいて、じゃあ、これまでの過去はどうだったのかは少しその下にですね、こう経過を書いて、現在そこに至っていますよ、というものがあれば、ある団体とない団体があるんですけど、それがあればそこに書かせていただいて、改革方針の内容は、別紙にさせていただきます。それであと自己評価があって、それで、包括外部監査の指摘は、これは大事ですから、その他に自分達で受け止めている課題みたいなものがどういうものがあるかと。

【福田委員長】

そういう感じがわかった方がいいかなと。

【事務局】

その他、現状に即した字句修正というのはですね、実は、何を意図しているかということ、今井委員さんからですね、言われていたことを、ある面では意図していたわけなんです。内容そのものというよりも、どうこれをですね、43団体整合性をとるのかなと、その思いもあったんですけど、なかなかそこまで私共の手が回らなかったんですね。担当部局で気がついたところがあれば出してよくらいな感じでここがあったんですね。もう少し我々の目でわからない部分があるかもしれないので、ここは出してよという、そういうことがあったということです。

【福田委員長】

なんか、語句修正で、36ページ(テクノ財団)とかは、難しいことを書いてあるし、そうですね、ちょっとここもそういう統一がないですかね。

【事務局】

本当に大事なものは6、7だったんです。

【福田委員長】

はい。だから語句修正は要らないかもしれないですね。これね。

【事務局】

私どもは事務的に承知していればいいぐらいの話なのかもしれません。本当は、大事なものは6、7で書けばいいわけですから。では、その辺りのことを踏まえての資料修正をさせていただきますし、これは、次回の資料としてお配りをさせていただくという方向ですね、総括表の他に、この具体的な表を用意したいと思います。

【福田委員長】

29日ということですね。

【事務局】

はい、29日。

【福田委員長】

配りますか。やっぱり、あった方がいいのかな、語句一応直りましたっていうか、直しましたっていう形で。

【事務局】

はい。わかりました。

【福田委員長】

でも、ちょっと大変ですよ。

【事務局】

頑張ります。

【事務局】

担当者がどんな問題でも1名体制でやるというのが伝統でございまして、なかなかここが回らないのが正直なところで、大変申し訳ございません。

【福田委員長】

すみませんけど、では、お願いさせていただいて。これは、29日に、どうこう言いませんので、今みたいに直った形で、午後には本会議にご報告するという形で考えてください。今日の午後は、大変になってくると思うんですけども、指定管理者のあり方とか、今日のお時間は、どのような感じで。

【事務局】

私どもなりの制度設計をさせていただきますので。

【福田委員長】

時間的には。

【事務局】

説明は多分5分ぐらいで、もしご質疑いただくならばお願いしたいと。私の説明の中で分からない点等をおっしゃっていただいて、もし、その他のものは、大変恐縮ですけども、メール等のやりとりで。追加資料とか、説明不足の点がございましたらということでお願いできればと思います。

【福田委員長】

17 時までで今日の議論がすんなり終わるとは思わないですけど、17 時にもし終わられるとしたら、45 分とか、16 時半ぐらいに。

【事務局】

はい、そのくらいでお時間を頂戴できればとは思っております。

【福田委員長】

指定管理者の件だけですか、今日は。

【事務局】

プラスアルファで説明させていただくのはその部分ですね。

【福田委員長】

わかりました。

【事務局】

それで、次回、報告団体と監理団体、そのところは最初をお願いしたところですが、それをまた 29 日には出せていただきたいと思いますが、本日は指定管理だけです。

【福田委員長】

わかりました。逆に言えば、29 日の方がこの部会の報告とかが色々あるんですね。

【事務局】

報告ものが結構あります。

【福田委員長】

報告の方、先にやってしまった方がいいですね、29 日は。先にやってしまって、あと議論ということで。

【事務局】

はい。

【福田委員長】

はい、わかりました。

【事務局】

すみません、盛りだくさんになっちゃってましてですね。交通整理が大変なんでございますけど。

【福田委員長】

はい。交通整理、私もしなくちゃいけない。わかりました。では、そういうことでよろしいですか。はい。では、ちょっと早いですけど、これで、終わりにさせていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

【福田委員長】

はい、ありがとうございます。

ちょっと、確認です。今度の部会では、これ、完成品ができてくる形ですよ。

【事務局】

そうですね、できればそういう形で。

【福田委員長】

では、ということは、今度は9時半からですか。

【事務局】

そうですね、2時間半まではかからないと思います。

【福田委員長】

要らないですよ、こういう報告で、どうまとめましたと部会の報告は。

【事務局】

部会はそうですね。

【福田委員長】

では、逆に言えば、報告だけだったら部会は12時半からでもいいでしょうか。

【事務局】

報告はそんなに時間がかからないと思いますが、内容を確認いただく悲観が必要かと思しますので、列車の時間とかもありますけども、10時半でよろしければ。

【今井委員】

報告は別として、部会で最終的な確認をするなら10時半じゃないですか。

【事務局】

わかりました。それまでに整理を急がせていただきます。なかなか、関与の辺のところの文章って、根本論なものですから、難しい部分ではありますね。例えば、今までそれで来ているのを変えるっていうと、やっぱり、どうしてというようなところで、それが、社会に出ていっている文言ですよ。だから、そこを変えるっていうのは、理屈づけをきちんとしないといけないというのはありますよね。だから、こうだからこうだっていう整理は、やっぱりきちんとしないといけないと思います。

【今井委員】

そうですね。

【事務局】

そうですね。正直申し上げて平成16年当時の改革方針を、平成19年に議論したときにはですね、そ

の議論までいかなかったんだと思います。ある程度大きな問題があったものですから、全体をどう目線合わせするかまで、ちょっと議論が、申し訳ないんですけど、及んでなかったものですから、ある面では現状のような表現になっているんですね。正直言ってですね、団体のことを書くのか、県と団体との関係性を書くのかですね、これが外郭団体は非常に難しいんです。

【福田委員長】

難しいと思います。

【事務局】

同じことのようなんですけども、書き方が違うんですね。県の関与を廃止するっていうことは、逆に、団体側から見れば自立的に運営していくことなんですよ。だから、自立的な運営を書くだけでいいのかというと、今、県の関与がある状態ではですね、そこはやっぱり県の関与という立場をどうするんだと書きたかったんです。

【福田委員長】

だから、さっきも申し上げたように、県がちょっと関与しているような1行で、信頼度が上がるようなものもあるし、お金の問題じゃなくてですね、そうじゃなくて、お金の支援が必要なところもあるしとか、やっぱり県との関係の方がむしろ重要になってくるかなと思います。

【事務局】

県の外郭団体ですので、そういうことなのかもしれないですね。ただ、今まで自立的にずっとやってきたものを、改めて県関与をどうするかとは、ちょっとなかなか書きにくいところもあったりですね、その辺が多分当時の担当者も悩んだ上でああいう形になったのかなと思います。

【福田委員長】

関与という言葉がもう違うのかもしれないですね。ちょっと行政的過ぎちゃう、行政だけはそう言わなきゃいけないかもしれないけど、県との関係性とか、もっと県との役割分担とか、そういった方がわかりやすいみたいな、関与って強すぎますね。

【関委員】

ええ。

【事務局】

財政的関与とか、人的関与と今まで言ってきたんですけど、出資金というのは、元々財政的というよりは、根本の話になって、そういうふうに使分けしていたような気がいたします。それが、そのうちですね、段々と財政的な関与も人的な関与もですね、薄まってきているわけですね。そうすると、面倒と言っちゃいけないんですけども、財政的とか人的関与があるけども、じゃあ、両方削れてくればどうやって表現するんだみたいな。

【福田委員長】

そうです。今までは行政が大きすぎたというのがあって、公的な部分が大きすぎたっていうんで、スリム化が進んできたなら、今度はその中身の適切性っていうか、やっぱり役割分担とかの話だと思うんですよ。県の関与といっても、今までみたいに大きくあったという形じゃなくて、いかに、スマートに、必要なところにどう関与するか、それがお金なのか、人なのか、ノウハウなのか、名前だけの権限的な

というか、イメージなのかとか、色々時代とともに変わっているんで、そこはやっぱりわかりやすく、行政的な言葉というよりも、むしろ長野県的な独自の表現でもいいですから、変えた方がわかりやすいですね。

【今井委員】

そうですね。

【福田委員長】

それに行政用語を無理に使う必要はなくて。

【事務局】

確かにそうですね。

【福田委員長】

県民目線、メディアの方の目線、後は、第三者評価の人間達だって、あれですよ、こう、すべての人がわかっているわけじゃなくて、私は組織の経営がわからないとか、いろいろありますから、丸山さんみたいに観光に強い方とか、色々いるんで、だから、やはりみんなが共通用語で話せて、そういった評価のあり方を目指していく必要があるかなという感じがします。

【事務局】

確かに、関与といった場合は出資金も含めるのか、含めないのかですね、受け取る人によって違う言葉なんですよ。一般的には関与といえば出資も含めるような感じもするんですけど、我々は、行政的にはそう捉えていないっていうところがあって。

【福田委員長】

だから、昔のよく言われているように、金も出せば口も出すっていう、そのまんまが関与のイメージなんですよ。

【事務局】

ええ。だから、出資というのを関与と捉えるかどうかですね。関与といえば関与なんだけど、出捐というのは、寄付みたいなもので、あげちゃうっていうイメージがありますからね。だから、県の施策と方向を一緒にしてくれとは言いませんけど、そこと外れないところで、裏腹の関係で自由にやってくださいね、みたいなことで出捐はしているんでしょうけれども、出捐していれば関与というふうには、今まで整理してこなかったんですね。逆に団体がうまく回るように人件費の分を補助しましょうとか、あとは、事業の委託を出してやってもらいましょうという、今までは、人を行かせてそこで仕事をしてもらいましょう、お金を出しましょうというのを、関与と言ってきたと思うんです。

【福田委員長】

言葉の問題も本会議に上げた方がいいと思います。例えば、酒井委員さんとかは、市町村の立場で県の関与というのをどう捉えるかとか、やっぱりそれぞれの立場であるだろうし、経営者協会の方もそれぞれあるだろうし、ちょっとこの言葉の使い方をどう評価するか意見をいただきたいですね。だから、この表は、配っていただくじゃないですか。その時にやっぱりその関与なり関係性なり役割分担なり、それをどう数えていくか、お金とか、あとは権限ですよ、もしかしたら権限は薄めて、ちょっとしたお金は支援なのかとか、その部分があるからそこを、評価、第三者評価していく中で、言葉の関係もベ

ーパーとして1枚あった方がいいかもしれないですね。

【今井委員】

それはぜひ今回まとめた方がいいですよ。

【福田委員長】

そうですね。

【今井委員】

いい機会だから。過去のことはともかくとして。

【事務局】

はい。では、29日に向けて、部会からのご指摘という部分もあるので、そんな中でご論議いただくようにしたいと思います。

【今井委員】

表現がやっぱり、関与の廃止というのはわかりづらいですよ。一般県民にすれば関与廃止と書いてれば、ああ、それはもういいねと思っちゃいますよね。関与廃止になったらそれで、改革終わりでいいんじゃないのと思っても、数字で見たら、まだ出捐金が50%もあるじゃないというような話ですよ。

【事務局】

そういうふうに受け止めるんですよ。

【今井委員】

ちょっと曖昧な表現ですよ。

【事務局】

なるほど。もう少し具体性があるなら具体的に書くということですね。

【今井委員】

委員長おっしゃったように、やっぱり、役割分担ってありますよね。出捐している以上は。期待もあるわけで。さっきの整合性の問題とか、競合性の問題と同じだけど、そこは大事だと思いますね。

【事務局】

25%以上なら必ず監査も入るわけですし、議会との関わり等も出てきますので、意外に重い話でございます。

【今井委員】

さっき出捐金の返還と言ったのは、関与を廃止して、主体的な運営に任せると言うんだったら、返してもらえばいいんじゃないかという理屈であって、何でも返せと言っているわけじゃないですから。

【事務局】

はい。確かにそうですね。役割分担ですね。

【今井委員】

役割分担の話で、必要があれば、出捐金はそのままでいいわけですから。そこの整理ですよ、言葉と関与の。そこがちょっとあやふやかなと。

【事務局】

県庁文化にも関わる話で。ある面ではですね、定着している言葉を変えるというのは、行政マンというのは意外とちょっと、というのがあるんですよ。

【福田委員長】

民間なんか、そんなのさっさと変えてしまえ、となるんですけど。

【事務局】

割とこう、あるんですね。

【今井委員】

それは、青木課長のお立場でひとつ。

【事務局】

ご指摘されている部分は、我々も、常々、課の中では議論が出ていた話なんですよ。どうしようかなというところがあったんですよ。

【福田委員長】

よりわかりやすく説明責任とか、わかりやすく透明性といった意味では、どんどん変えていただいて。その方が逆に誤解もなくていいと思います。行政文化は誤解がない方がいいと思います。

【事務局】

わかりました。ちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

【福田委員長】

はい、じゃあ、そういうことで、では、午前中の部会を終わりにしたいと思います。

【事務局】

はい、どうもありがとうございました。

【福田委員長】

では、1時からということでよろしく申し上げます。

【事務局】

よろしく願いいたします。ありがとうございます。長時間すみません。

## 委員会

### 【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

それでは、定刻より若干早いですが、みなさんお集まりでございますので始めさせていただきますと思います。本日は、既に第5回目ということでございまして、大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。なお、丸山委員さんにおかれましては、所用によりご欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告を申し上げます。これから委員会をお願いしたいと思いません。本日は、まず、今井委員さんからご指摘のありました住宅供給公社の経営改善の手法につきまして、お手元の資料を元に住宅供給公社から説明をさせていただきたいと考えます。その後、前回作成のご指示をいただきました6団体についての論点の取りまとめ資料をご用意させていただきましたので、これに基づきましてご議論いただきたいと思いますと考えております。本日は次第にもありますとおり、後半に若干のお時間をいただきまして、指定管理者制度における第三者評価導入についてもご説明をさせていただければと思っております。大変、そういう面ではですね、長丁場でございます。概ね17時終了を目途とさせていただきますと思いますので、よろしく願い申し上げます。それでは、ここからの進行は委員長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 【福田委員長】

まず、資料確認だけよろしいですか。資料確認といいますが、まず今井さんの方で住宅供給公社の話があるんですけども、こちらの議論の取りまとめペーパーですね、ここに視点がまとめられています。委員会としては、知事に11月16日に（提言を）出すにあたって、それまでに、今日とあと10月29日の2回しかないです。こちらは議事録を元という形で出しているんですけど、委員のそれぞれの考え方というよりも、こんなコメントが出たくらいのものでしかないの、例えばここを見ただけでもわかりますように、の社会・経済状況とか、公社の業務の内容の妥当性といった中で、何をもちょうと妥当と考えるかとか、1つ1つですね、委員会としての意見という形でしっかりまとめていかなければいけないという作業がありますので、今日はこちらがメインになると思います。こちらの資料もあるかと思うんですけど、これ配っていただいていたっけ。

### 【事務局】

はい。

### 【福田委員長】

これはですね、部会の方から上げたものなんですけど、林業公社とか、農業開発公社とかがありますが、例えば、一番後ろを見てください。建設部とありますけれども、団体と建設部の本庁との関係とか、地域とか民間との関係とかいったときに、これだけの色々な団体がありますよという中で、競合性とか言われたときに、こういった資料は重要じゃないかという形でちょっと作ってもらいました。その前のページにもありますように、林務部関係ですね、この間もちょっと議論になりましたけども、今、議論しているのは林業公社だけなんですけど、こういった中で、本庁との関係だとか、他にも財団とか、こんなにいろいろあるよという中で、この役割なり、林業公社の意味とかそういったものも、もう一回見直してみようという形で資料を用意していただいています。さっき青木課長からもありました、指定管理者の話も時間を取るとしまして、早速そちらの議論に入っていきたいと思うんですけど、順序として、住宅供給公社ですか、最初に資料の補足説明をいただけるということで、そちらの方から始めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 1 住宅供給公社

### 【住宅供給公社】

公社経理課の坂上と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、ご質問いただきました内容につきまして、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず、中期経営計画における削減対象経費についてということですが、私どもの中期経営計画におきましては、公社の事業運営に必要な経費を、この下の表にございますように、1から3の3つに分類して、考えてございます。まず1番目は人件費、2番目は固有経費で、これは各事業に直接的に関わる費用を集計する経費です。3番目に一般管理経費、これはいわゆる企業でいうところの一般管理費、そして、公社に各部門というのがあるんですが、その部門共通費を合わせたものを、一般管理経費ということで定義させていただいております。これらを合わせて、5年間で、総額で、6億8千万前後で推移するのではないかとということで、想定をいたしました。それで、このうち、年3%程度の削減目標としている経費は、この3番目にございます、一般管理経費ということで、これを対象としております。5年間で約1,800万円程度の削減を目標としております。この一般管理経費の内容ですが、平成23年度の想定を1億3,000万といたしまして、毎年そこから3%ずつ、合計1,800万ということで考えております。具体的にどのような形で削減していくのかということで、真ん中の辺にございますけれども、まずは、駐車場賃借料だとか、水道光熱費、消耗品など、いわゆる事務所経費の削減。2番目としては、各種団体に加入しているわけですが、それらの中で、不要なものは脱退して、その負担金を削減していくと。3番目といたしましては、外部への委託料だとか、振込手数料だとか、いわゆる委託手数料の削減ということで考えております。次の4番目は、分譲資産の早期販売に伴う分譲宅地の減少による租税公課の削減ということで、公社は370程の保有区画を有しているわけですが、それらを早期処分することによって、この租税公課の負担が少なくなるということになっております。また、5番ですが、広告宣伝費の削減などを考えておまして、これらによりまして、なんとか3%の削減をしたいというふうに考えております。次に人件費についてなんですが、中期経営計画に基づきまして、ここにもございますように、新規採用を抑制し、公営住宅管理事業の拡大に伴う現地事務所の増設に際しても、費用負担の少ない非常勤職員の採用により、総人件費の抑制を図って参りたいというふうに考えてございます。その参考なんですけれども、24年度に既に対応した削減内容ということで、ここにいくつか書いてございます。まず、駐車場賃借料なんです、公用車の駐車場を公社の隣接の土地をお借りしているわけですが、これが大体年間220万円程かかっておりました。それを、最初はその土地を取得すべく交渉していたんですが、どうしても譲っていただけないということで、併せて値引きを、何とかお願いしたいということで、値引き交渉したところ、220万が195万程に減額していただいたということで、年額28万程減額になります。それとあと、新聞購読なんです、これも、4月から3紙とりやめまして、10万程。委託料なんです、これは、監査を依頼している公認会計士さんへの委託料なんですけれども、今まで税込みで210万であったものを、126万ということで、40%程値引きをしていただくと。その代わり、中間監査は省略するので、決算の際にはそれらの資料が間に合うようにという条件で、このような形になっております。次は租税公課なんです、650万程。これは販売協定を松本市と結んでございまして、和田西原団地というところがあるんですが、その団地につきましては、販売協定で、公社の負担割合、販売しなければいけない割合というのがございまして、それにつきましては、公社はもう既に達成しておまして、あと松本市が負担しなければいけないという協定があるんですが、その分に相当する分として、今年度の固定資産税の減免を受けて、このような形になっております。次、下の現地事務所の増設予定と固有経費の推移見込みということですが、これは、基本的に売上高の過去の実績に基づきまして、売上高の何%程度ということで、見積りをさせていただいております。以上でございます。

【福田委員長】

今井さん、これはよろしいですか。他の方、追加資料が出てきたんですけれども、ご質問ないですか。はい、これについてどうこうという話ではないので、早速審議に入ってよろしいでしょうか。住宅供給公社が出ましたので、今日からは、6団体についての、こちらのペーパーですね、住宅供給公社の方を出していただいて、あと今までの資料ということで用意してありますので、住宅供給公社の資料を皆さんお手元に用意いただけたらと思うんですけれども。こちらの住宅供給公社とか、こちらから2枚目ですね、先ほど言ったいろんな関係が、住宅、建設の方に絡んでいるという、後ろから2枚目の資料ですとか、それと今日のペーパー。こういう中で、委員会として、どう公社のあり方なりを考えていってかかってことなんですけれども。今後、あと5つの進め方にも関係してくるので、最初はちょっと試行錯誤していかなければいけないんですが、住宅供給公社、進め方としてどうしましょう。皆さまも議論したこととか全部覚えているというわけでもないと思うんですけれども、9番のところ、本委員会としての提言、総括というのを出していく中でも、1、2、3、4と、これらを一つひとつ、出た意見として、委員会として議論していくというやり方にしましょうか。どういう形で、ここをまとめていったらいいと思いますか。

【酒井委員】

これを分析した上で、不足している面があれば資料をもらう方法でどうですか。よければこれでいいし。

【福田委員長】

はい、最終的に、9番をどうするかということで、どのように考えているかのイメージからちょっと聞いてみましょうか。住宅供給公社の9番ですね。今までの資料が皆さんお手元にありますか。おさらい的にちょっと考えてみますと、社会・経済状況など政策的にみた公社の業務の内容の妥当性っていう形で言いますと、こちらの住宅政策とはこういうものですよという説明が前にあったんですね。それで、一つひとつ思い出していただきたいんですけれども、公営住宅の管理とか、そういったものについては拡大していくとか、あと、市町村も抱えていらっしゃる公的な住宅とかがあると、そういったところにも、建築士がいらっしゃる中で支援するなど、いろんな面も含めて、業務拡大して、市町村からも受け入れていくという中で、分譲事業からは撤退していくと、そういった話があるわけですね。その中で、すごい数の団地が、市町村も含めてあるし、その市町村にしてみても、県の公社の方に、委託という形でやっていくとなると、経営的にも変わっていくんじゃないか、みたいな認識で多分終わっていたと思うんですね。公社の役割といいますか、時代背景とかそういう中では、役割をはっきりさせた上で、このままでいいのではないか、みたいな議論・認識で終わっていたわけなんですけれども、ここに、1番として、今言ったようなことですね、市営住宅が隣接しているような場合ってことじゃなくて、隣接していようがないが、市町村から積極的に、維持管理なりを受託していくという中でということなんじゃないでしょうか。それで、今ここに、画面が映っているんですけれども、ここで、ぱーっと書いてあるものを直してもらおう。ぱーっと言ったことって直りますか。難しいですか。

【事務局】

可能な限りは。

【福田委員長】

どんどん皆さんに意見を言っていただいて、箇条書きでいいので、作文は再度私の方でしますから、書いていってくださいね。そういう形で仕上げていけたらと思うんですけど。どうやったらいいかな。皆さんもどんどん言ってください。

### 【酒井委員】

私の考え方は、先ほど委員長から、県営住宅と市営住宅が隣接していてもしていなくてもあまり関係ないと話があったんですが、例えば伊那市の場合には、隣接している場合が多いんですが、やはり、同じ市町村内に県営と市営住宅がある場合には、当然両方の住宅を管理する方がメリット性が出てくるといえると思うんです。そういうことも併せて、それから、これからますます市町村営住宅の管理の受託を拡大していくということであると、収入の確保に繋がっていくと。効率的な経営ができていくということが想定されると思うんです。そういうことからいくと、若干、今経営上の問題があるとしても、当面継続ということでもいいんじゃないかと。私が1つ気になっているのは、資料の中で、委託者側としての県が、人件費を含む委託料、コストに関係なく予算計上しているのが、採算性が低い原因の1つであるというこういう表現の仕方が、外部監査の意見にあるんです。必要な経費については、管理委託する場合には、必要な分を県でも予算化をして、住宅供給公社に支出をしていくと。そういうことも併せ、市町村の公営住宅の管理受託も増やしていくと。そういうことになると、経営としては安定すると思うんですよね。ですから、一層業務の拡大をしていく、住宅の管理をしていくという意味で、拡大をしていけば、経営としては成り立っていくのかなと、私は考えております。以上です。

### 【福田委員長】

公的住宅の維持管理にシフトしていくということですが、そこをきちんと受託する、そしてそれについて必要があれば、削減じゃなくて、県の出費もある程度やむを得ないというご意見ですね。他にございますか。

2番とかでも、他組織との競合性ということで、指定管理ではどうかみたいな形の話もあったんですけども、にも指定管理、まあ、他に変わった場合もどうかといういろんな検討をしていった中で、指定管理に対しての難しさみたいなものも書いていただいているんですが、基本的に、業務、社会経済の趨勢っての中では、本当に、入居者が減っているのも確かで、県内人口も減っているし、世帯数も減っているし、少子高齢化という中で、そしてこの にちょっと書いておいていただきたいんですが、70%が、弱者というときに本当に失礼なんですけれども、高齢者とか、母子とか父子とか、生活保護だとか、そういった方々、要するに、こういうふうに住宅供給ってなってしまうと、普通に民間住宅に住める人という形で捉えてしまうんだけど、対象は、70%でしたっけ、そういう方々ということが1番の重要なことだと思います。今、そういう形で対象としては、70%がそうなっていると。そういった中で、縮小して、民の方に移ってくださいなとは簡単に言えない、公的に住宅政策が福祉政策も兼ねている部分があるってことが多分重要なのかなというのが、に入ってくるところだと思います。

### 【水本委員】

これ、管理だけになると委託料だけですよね、入ってくるのは。そういうことでもいいんですね。

### 【福田委員長】

今、役割とかいう意味でみていますけど、経営上からという形で、今、今井さんの方からも追加の資料とからありましたけれど、どうですか、経営上からみてとか、組織のそういったところからみても、方向性とか、施策事業のあり方とかそういった面で、何かご意見は。

### 【水本委員】

委託料をある程度の基準に設定すれば、随分変わってくると思うんですけどね。他の市町村、仮にね、今、酒井さんおっしゃったように、市町村のものをですね、一応全部受けるといえることになれば、委託料が1番の収入になるわけですから、その基準をどこに、どの程度のものにするかによって、また公社自身の収入というものに大きく関わってくるものですから。どの水準が適当なのか、ベストなのかとい

うのはちょっとわかりませんが。

【福田委員長】

委託に関しての基準なり考え方というものはあるんですか。市町村から受けた場合にどういう形で決めているとか、まちまちとか、何かあるんですか。

【住宅課松澤企画幹兼課長補佐】

県の場合なんですけれども、住宅供給公社とまず長野県の間で、どのような管理、どのような仕事、業務をお願いするかという基本協定を結びまして、その協定の中で、基本的なことを書いて、さらに細かな仕事も明らかにした上で、公社の方から大体いくぐらい必要だというご要望もお聞きする中で、あと、県は県の方で、予算を編成して、公社の方にお願いますので、県は財政当局に対して、予算要求し、予算を確保した上で、確保した範囲内において、あとは公社と話をして、受託管理料の額を決めていっているというのが実態です。ですから、適正な水準とは何かという議論なんですけれども、それは、公社の方からいただく、このくらいかかるんだよという金額ですね、そういうものを1つの目安としているということです。

【福田委員長】

いろいろばらつきはあるんですか。過去の実績からみて。

【住宅供給公社】

住宅供給公社の宮下といいます。委託料の関係で、説明させていただきます。県営住宅につきましては、昭和53年代頃から、修繕業務と入退居の関係の業務は、松本地区、それから長野地区ということで、その2地区については30年来、業務委託という形で受託をさせていただいておりました。それから平成18年のときに、指定管理者制度が導入されまして、その時に一般公募をかけて、民間と競合する形で私どもも手をあげさせていただいて、その時に、いくらでこの業務ができますかというお見積りは提出させていただいて、たまたま民間の方がお一人も手を上げる方がいなかった関係で、自動的に公社の方で18年から指定管理者制度で受託をしたという形状で来ています。その後、平成21年から、当初の平成18年からのものが3年間の期限でしたので、1期目で3年経過した時点のところで、管理代行制度に移行していただいて、基本的な委託料の積み上げにつきましては、指定管理者制度で受託した状態のものがベースになって、その後、管理代行の方で業務も増えましたので、その分を上乗せしていただいたというような県営住宅の方の経過であります。それで、市営住宅につきましては、今現在、長野、松本、それから、この10月から佐久市の市営住宅を受託するようになっておりますけれど、佐久市を除いて長野市、松本市は指定管理者制度で受託している関係で、一般公募の中で、民間企業と競争する形の中で、公社の方に決めていただいてという形で、現在受託している経過なんですけど、一般公募の際に、委託料を含めて管理経費というような考え方で、金額を含めての提案ということになっていまして、私共で提案した際、管理経費の額をそのまま基本的には採用していただいているという決め方が市営住宅の方の決め方になっております。ただ、管理代行につきましては、民間との競合がない関係で、委託者側と私ども受託者側で、双方で協議をして決めなさいというのが、そもそもの基本の考え方になっております。以上です。

【福田委員長】

民間側はそんなに手を上げてこないということがあるということですね。

【住宅供給公社】

県営住宅の場合は、経過として、最初の指定管理者の公募のときに、私ども公社の他にはどなたも手を上げられなかったという結果になっております。

【福田委員長】

管理代行というのは、指定管理を終わりにして、管理代行制度に変えていったということですか。

【酒井委員】

今の委託料の話なんですけど、これから例えば伊那市がこの制度を採用しようとする場合に、多分住宅供給公社から見積りをいただいて、見積り内容によって協議をして、価格が決まってくると思うんですね。住宅供給公社にするとした場合ですね。同じ市内に、住宅供給公社が管理する分と、民間が管理する分が、両方あったとした場合はですね、やっぱりメリット性というのが出てこないと思うんです。やっぱり、県営住宅も市営住宅も同じ県住宅供給公社が管理した場合に初めてコストメリット的なものが出てくるんじゃないかと我々は思っているんですね。というのは、伊那市の場合には、たまたま県営住宅と市営住宅が隣接している団地が2つあるんですね。相当戸数があるものですから、同一事業者が管理していく方が当然安く管理ができるし、同一のサービスが提供できるというふうに思うものですから、金額の決め方は双方の協議で決まると思うんですけど、お願いする立場からすると、県営住宅と市営住宅を同一の方が管理をしていただくということの方が、市がいろいろと委託者と諸々の修繕だとか、いろいろな経営面でも議論するときに、同じ方の方が、話がうまくいくのではないかとすることは、今考えております。伊那市の場合には、できれば来年ぐらいから県の住宅供給公社にお願いをしていったらどうかという今検討をしているところです。

【福田委員長】

市のメリットとしては、コストだけではなくて、専門性とか、どういったものがありますか。

【酒井委員】

市の場合には、コストメリットがあるということと、市営、県営の住宅が併設している場合に、同じ地域なんですよ。区という行政コミュニティなんですよ。同じ行政コミュニティなのに、管理者が違っているわけですよ。そうすると、やっぱりコミュニティとのキャッチボールを行政がする場合に、これは同じ人がやった方が、コミュニティ運営という面でも行政サービスが図れると。特に、委員長がおっしゃったように、市営住宅、公営住宅っていうのはほとんど住宅弱者、お年寄りだとか、外国人とか、そういう方が多く入居しているというので、コミュニティの維持自体も大変な状況なんですよ。そういう面で、ある程度公的なところが、親切な行政サービスが提供できれば、住んでいる人にとってメリット性があるのかなというふうに思っているんですけども。

【福田委員長】

そういうときに、県というよりも、市町村の方がむしろコミュニティに近いわけじゃないですか。委託はしても、実際県は、技術的にはあってもコミュニティの運営まではできないじゃないですか。そのときに、市と県の役割というか、運営は任せているけれど、ここではコミュニティ作り業務から撤退していくとなっているんですけど、それがどのようになるんでしょうか。

【酒井委員】

コミュニティの維持については、例えば住宅供給公社にお願いした場合には、地元のコミュニティと地元市と、それから住宅供給公社の3者で、そのあり方を、常に連携をとりながらやっていくっていう

ことがいいんだと思うんですね。

【福田委員長】

そうですね。だから、ハードな面なり、その一体性を作っていくっていう、そういう面では県なんですけども、その中のソフトのことはもちろん市町村がみていかなければと。わかりました。公社の役割とか役割分担とか、今後の位置付けだとか、そういったことも、1から4までは、結構まとめてこられると思うんですけども。そういったときに、5ですね。量や配分の適切性といったときに、今井委員さん、こういう形で考えて削減していく、先ほど、水本さんの方から削減するだけじゃないよというお話もあったんですけども、どういうふうを考えていく、委託料の決め方とかは妥当だとは思いますが、どうでしょうか、その辺は。

【今井委員】

中期の経営計画があって、さっきも、経費の削減の細かな点をご説明をいただいたんで、当面計画があるので、効率化を目指してやっていくということだと思んですけど。ただ、そこで疑問があるのが、今、酒井さんがおっしゃった、市町村の住宅は、そのとおりのメリットだと思っただけでも、かといって、前回私が指摘したように、市町村数からすると、28年末で9市町村だということですよ。将来的には80%受託をしたいとは書いてあるんですけども、そうは言っても9市町村しか委託しないわけじゃないという思いが逆にあるんですね。

【福田委員長】

実績として。

【今井委員】

実績として、ですよ。メリットがあるのはわかっている。それだったら、もっとその数が増えて当然だと思っただけでも、かといって、そうしたときに、公社の組織として、人的体制が果たして、本当にそれでいけるんですかと。むしろ人件費が、OBを使ったりして、削減していく、経費も落としていくと言いながら、片や事業の方は受託拡大ですよという、その論理が果たして本当にそういくのかなというのが一番疑問な部分です。当面はいいですよ。酒井さんがおっしゃったように、当面はこういうことだと思っただけでね。

【福田委員長】

はい、今実績の中で、今後とか言ってもというお話がありましたけど、そこについてどうでしょうか。公社さんの方で。

【今井委員】

すごく人的削減に苦勞しているってことだと思っただけですよ。経費の節減、人的節減というのが、前面に出てきて、無理な部分はないのかなという思いもないわけじゃないんですね。

【事務局】

公社の受け止めについては後ほどまた公社の方からお話をいただければよろしいかと思うんですが、県自体が、ここに来てずっとスリム化を図ってきているというのも、一方では事実でございまして、それは、ある面では民間委託とかですね、それから正規職員から、できるだけ可能な部分は非常勤化へ転換すると、これはいろんな評価があるわけですけども、そういう中で、組織として動いていくというところは、ある面で今、避けて通れない課題であろうと思っております、必要なところには人を配置

するという中で、その辺のメリハリのつけ方というのはそれぞれの団体で工夫の余地が十分まだあるのではないのかなと思っております。ですから、住宅供給公社さんも、かなりご苦労いただいていることは私どもも承知をしておりますけども、そこは、こういった中で、ご苦労かもしれませんが、メリハリを効かせた取組をやっぱりお願いしていかざるを得ないのかなというのが、私どもの、県全体としての考え方というか、立場ではないかなと思っております。最も、完全に無理だということまで、私どもはゴリ押しするつもりは毛頭ございませんので、それだけは念押しさせていただきたいと思っております。

#### 【住宅供給公社】

先ほど市町村の方の受託の数ということで、9箇所ということでは言われたんですが、今現在は、市のレベルで業務拡大を図っている状態です。町村につきましては、管理戸数が非常に少なく、100戸を割るような町村も当然ありますし、数の問題がありまして、必ずしも私どもの方で、小さな数の町村のものを受託したときに、逆にコストが非常にかかってしまうというようなことがありますので、あまりスケールメリットが発生しないということが、まず出てくると思います。100戸でも1人必要ですし、200戸でも1人必要です、というような状況が出てきますので、まして30戸とか50戸という町村について、必ずしも範囲拡大ということだけで推し進めていくのは、コストメリットは全く生まれてこないという考え方がありますので、今現在、できるだけ各市の方へお願いしているわけですが、できるだけボリュームの大きなところ、それから、今現在、県内6地区に管理事務所を持っていますので、管理事務所を拠点にして、その周辺の市町村にお願いしていくという考え方を基本に置いておりますので、新規に事務所を、拠点を作っていくことになると非常にコストがかかりますので、そこまでは考えてはいないところになります。

#### 【福田委員長】

やっぱり、公的なものだからという形でいろいろ全部見ましようということではなくて、その6拠点で、自分達の経営を守りながら、ちゃんと選んで営業していくという、そういう考え方とかも含めて、皆さんどうでしょうか。

#### 【酒井委員】

9市程度ということですけど、少なくとも市程度の行政団体になりますと、県営住宅、市営住宅両方あると思うんですね。そういうことからすると、19市あるわけですから、28年度目標を9ということではなくて、既に支部ですよ、現地事務所をそれぞれ相当数カバーできるように配置しているわけですから、例えば伊那支所ができたときに伊那市だけやったんじゃ駄目で、駒ヶ根市もやるとか、そういうことをやっていくということになりますと、もう少しハードルを高くして、早急に受託戸数を増やして、コストメリットを出し、経営を安定させるという、経営方針を持ってしないと、徐々に1つずつ増やしていきましようとか、そういうことでは駄目だと思うんですね。

#### 【福田委員長】

スピードを上げるということですよ。

#### 【酒井委員】

スピードを上げていくってことだと思うんですね。

#### 【福田委員長】

そういうことになったときに、その9以外、19ある中で、今9ということで、あと10市ですよ。

それについては、何かいろいろ意見交換なり、営業じゃないですけども、交渉なりというのはされているわけですか。

【住宅供給公社】

小林と申します。私どもにはこの公営住宅の仕事だけではなくて、他の関連する市町村支援という、先ほどもお話がありましたような内容もありますので、そういったことも、本件も含めて、いわゆる営業活動というか、何かお手伝いできる部分があるのでしょうかということで、訪問をして、打合せをさせていただいている中で、こういう話が出てくる場合があるんだと思います。それで、先ほど委員さんの中でもお話がありましたけれども、やっぱり県全体で削減という大きい流れの中で、私どももそういう立場に置かれているものですから、人の採用については、私ども重点団体という立場なものですから、県に相談をして、了解の元に、余分な人材は採用しないようにという形の中で進めるようにしております。多少心配しているのは、新しく承る市町村公営住宅の部分について、委員さんからもありましたように、なかなか手がかかる公営住宅の管理という中身を受け持つようになっておりますので、その辺が必ずしも、金銭だけで安い嘱託や臨時だけに任せて果たしていいのか、という部分がちょっと正直なところ、不安がないわけではありませんので、その辺が、正規の職員も見ながら、専門の立場の意見も出しながら、なおかつ、手の方は、嘱託の人の手もお願いしたいという、ちょっとなかなか、微妙で難しい部分があるんですが、正直なところ、心配な部分があることは事実でございます。以上です。

【今井委員】

今の説明だと元に戻っていますよね。

【水本委員】

手がかかるというのはどういうことなんですか。

【住宅供給公社】

例えば、県営住宅の一番主たる部分に家賃の徴収という部分があるんですが、できるだけ、手がかからないように、口座を作っていただいて、口座から引き落としをしていただくことが大事だという考え方を持っているんですが、なかなか公営住宅に入られている方というのは、収入基準もある中の方たちですので、口座は作っても入れるものがないという方が沢山いらっしゃいます。そういう方はどうするかといえば、お金が間に合ったときに、集金でお邪魔するということなんです。一度、もしくは二度、三度、当然昼間、夜、日曜日もあります。といっても、普通の方よりも若干日が遅れる場合ももちろんあるんですけども、でも、平等にお預かりしなければいけないので、そういったことも手がかかるという部分が、ちょっと言い方は失礼なんですけども、手数がかかってもやってあげる必要があると。配り物でも、一度行っても行き会えない場合ももちろんあります。何度か行かないと、サービスの低下という部分から見ても困ってしまいますので、そういう部分でちょっと手がかかるかなということを申し上げました。

【酒井委員】

徴収の面等で手がかかるという話ですが、伊那市におきましては今、市営住宅を非常に少ない人数で直営で管理しています。それで、長野県一徴収率の高い状況を確認しているんですよ。ですから、そういう面でもやっぱりクリアをしてもらわないと、県住宅供給公社になったら、徴収率が下がるようでは困るわけですよ。そういう経営意欲を持って、我々にやらせてもらえるんだったら、そういう高い率を確保するし、サービスもいいサービスをしますよということを言ってもらわないと、本当に拡大していくんですかって心配になってきちゃうわけですよ。経営改善を目指そうとしているのか、面倒くさい

から今まででいいかっていう、そういうふうになってしまうと、将来の経営がちょっと心配だということになっていってしまうんじゃないかと思うんですよね。

【今井委員】

そうですね。今のご説明を聞いていたら、何となく市町村住宅の受託ができるだけ、少しずつやっついこうかと、積極性が感じられないんです。それともう1つ、前の資料で、市町村部分、県下の80%というのは、今の説明だと間違っているということですよ。8割の受託はしないということですよ。だって、今ご説明あったように、管理事務所周辺の云々ということですし、小規模の町村はやらないということだと思うので。その辺の方向性をはっきり示して、今酒井委員さんがおっしゃったようにね、本当に積極的に取り組んでいくんだよってところが大事なポイントだと思うんですよね。これからの、経営改善の。言葉では経費削減とか、組織の簡素化って書けるんだけど、本当にそれで動いていくんですかというところがポイントなので、動かないから困るよって話でいいと思うんですよね。何でも削減するという話ではないのだから。

【住宅供給公社】

先ほどの80%ということなんですけれども、市町村の住宅ですね、これは、あくまで数、戸数の上での80%という表現をしております。現在県営住宅も10箇所の地方事務所のうち、6箇所を受託しております、これが90%の戸数をクリアしているということです。従って、残っている4箇所の地方事務所は、今現在直営でされているわけです。

【福田委員長】

ちょっと、もう一回言ってください。4箇所、先ほど、市町村、19市町村のうちの9市から受託して

【住宅供給公社】

はい、その9市町村の戸数を合計しますと、全体の80%をクリアしますということです。

【今井委員】

285で、ですか。

【福田委員長】

今時点で19のうち9市を受託していらっしゃるんですけど、現状実績として。それでも全体で考えると80%をクリアしているということですか。

【住宅供給公社】

今現在、9市は受託していません。今は3市です。将来的に受託を見込んでおりますのが9市ということですが、それが戸数としては全体の80%のシェアになりますということです。それから、先ほど、すみません、説明が下手で申し訳ないんですけど、県営住宅の方は、今現在全体で1万5千戸程ある県営住宅のうちの、地方事務所、現地事務所が10地区ありまして、そのうちの私どもで受託していますのは6地区のみです。受託していない北信地方事務所、下伊那地方事務所、大町地方事務所、木曽地方事務所、これらの4地区で残りの10%というような状況ですので、あくまでも戸数で表現しておりますので、よろしくお願ひします。

【福田委員長】

その表現だとピンと来ないんですね。受託見込み9市ということは、あとプラス6ということですか。

【住宅供給公社】

プラス6です。

【福田委員長】

プラス6で、80%はクリア、ここは見込みがあると。ちょっと のですね、包括外部監査のところ、指摘事項も見ていただきたいんですけども、管理事業自体は赤字であって、分譲住宅とその、いろいろ書いていますけれども、その管理事業に特化をした場合、今は特化をするということでは言われているわけですが、現状のままだと赤字経営になる恐れがあるとここに書かれているんですね。中期的に不良債権の代位弁済による経営悪化によっては県民負担も生じるだろうと。まさに今ここで議論になっていることなんですけれども、管理業務にシフトした場合の組織体制、人員数、管理費の合理化について、将来像を描いた上でという形で、今、酒井委員さんも今井委員さんも言われているのが、その将来像を描いたけど、将来像がというかそこが、経営の方向なり、はっきり生きる部分が見えないというような議論、同じこと繰り返すということだと思んですけど、ここは委員会として、この監査の結果を受けて、いろいろ出てきた数字なり公社さんの考え方なりをみて、どう判断をしていくか。むしろ人員とか体制とか管理費の合理化についての将来像ではないですね。

【酒井委員】

公営住宅の存在意義だとか、その公営住宅の維持管理をする住宅供給公社の存在意義というのはよくわかっているんです。そうすると、今問題になっているのは、存在はいいですよと、当面継続はいいですよと。将来の経営をどうするのか、将来自立した経営ができるのかってということが明確になれば、それはもういいんじゃないですかって話になるんだと思うんです。

【福田委員長】

公社さんにすれば、9市、プラス6市で80%になってという形になったときに、経営が赤字じゃなくて、ちゃんと、なれると、そのシミュレーションみたいなものとか考え方というのは、外部監査から指摘を受けた以降で、そこを何かされているわけでしょうか。

【住宅供給公社】

中期経営計画の中で、一応、策定してございます。

【福田委員長】

中期経営計画の中でこれができるということであれば、委員会としてこれで、じゃあ存続ということかなと。

【酒井委員】

これは28年度までですね。なので、もう少し長いスパンのもので、どうなっていくのかというのを、やっぱり参考として出してもらえれば、より分かると思うんですけどね。

【福田委員長】

28年度以降、どう考えられているわけですか。今の時点で。

#### 【住宅供給公社】

通常の事務手数料の中で人件費とかそういうものは賄われておるんですけれども、全事業の中で賄われておるんですけれども、貸し倒れ、いわゆる偶発債務に対する貸倒引当金がある程度の額を占めておりまして、それらが落ち着きますと、かなり経営的にも楽になってくるというふうに考えております。それとあと、人員構成が、非常に、平均 48 歳くらいでしたか、職員の平均年齢が 48 歳くらいなんです、その職員が大体この 5 年ぐらいの間にかなり退職しますので、そうしますと、人件費負担としてもある程度は軽くなるという見通しはございます。

#### 【福田委員長】

どうでしょう。委員会として、28 年度までは今の説明なり、出していただいた人件費なりいろいろ中期経営計画の中では、やれそうだけれども、28 年以降について、確認はできていないんですけれど、その時に見直しとするのか、それとも今踏み込むのか、そこまで来たかなという感じがするんですが、どうでしょう。今、時代の変わりがすごく早いので。

#### 【酒井委員】

28 年度まで黒字だからいいですよってというのは、なかなか判断しにくくて、少なくとも 10 年くらいのことを見てですね、どうなのかという判断をした方がいいと思うんです。先ほど貸倒引当金の話もあったんですが、実際現金預金も相当あるんですよ。あるというのは、過去の宅地開発というか、そういう面で相当儲けられたものが残っているはずなので、そういうことをトータル的に考えていけば、そんなに先が暗いものではなくて、もうちょっと前向きに、何て言うか、やっていけますよという言葉をしていただきたいというふうに思うんですけど。

#### 【福田委員長】

どうでしょうか。そういった資料を次回、1 ヶ月後くらいに出していただけるものでしょうか。ストックも全部含めてですね。

#### 【住宅課】

住宅課の塩原と申しますが、10 年後の経営をシミュレーションしようということなんです、ちょうど 10 年前の平成 14 年の段階では、分譲住宅の分譲ですとか、そういったものを盛んにやっております、10 年後の平成 24 年にこういった住宅管理事業にシフトするというのは想定できなかったんですけれども、これから、平成 34 年の経営状況をシミュレーションする場合に、今現在の公営住宅の管理事業をメインとした事業が続くということでシミュレーションをするということによろしいですか。

#### 【事務局】

私が申し上げてはいけないんですけど、当然そういうことです。今が、住宅供給公社さんとしてどういう方向を目指しているのかということが明確に分かっているわけですから、それを前提として、こうしていきたいというものをきっちり作ればいいだけの話です。そういう風に私は受け止めておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【酒井委員】

それと、私以前に質問したんですけれども、売れ残っている土地がいっぱいあるんで大丈夫かって話を聞いた記憶があるんですよ。それは、現金がしっかりあるから、心配なくていいという答えが返ってきたんです。ですから、宅地分譲の問題はクリアしているんですから、それ以上に剰余金があるんですから、今おっしゃったような、青木さんがおっしゃったような形でシミュレーションをしていただい

て、いけるんだよという形になれば、これはもう、大丈夫だということになるんじゃないかと思うんですね。

【福田委員長】

わかりました。そのストックなどいろいろと含めて 10 年後、そして今青木課長も言われましたし、10 年後見込めないというのがありますけれども、そういった中で、委員会としても、その判断としてはそこにのっていきしかないわけだから、今、その 10 年後という中で管理業務にシフトして、そこがうまくいって、そういったものの中での判断という形になると思いますので、ではそれを次回提出いただければ、きちんと、委員会としても役割と、経営状況、それも、現在と将来を見込んだ経営という形で、総括できると思います。その資料だけ次回よろしくお願ひいたします。

【住宅課】

それでは、今そういうお話がございましたので、公社とお話させていただきまして、公社さんの方で準備させていただきまますけど、様々な今後 10 年間の経済環境がどうなるか、そこら辺はよくわからないところもございますので、一定の条件の、仮定の下で、ということでご了承いただければと思います。

【福田委員長】

わかりました。そうですね、それはそのとおりだと思います。そういうことで、よろしくお願ひします。他に委員の皆さんで、更に付け足しておきたい視点とか、聞いておきたいこと、言っておきたいこと、何かございますか。また出るかもしれませんけれども、できるだけ早いうちに提出させていただきまますし、次回までには私どもこちらの表を完全に、一応今日出たような形で作っておきまして、いただいた資料とすり合わせて、色々、お互い作業をこなす中で、意見交換させていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

## 2 農業開発公社

【福田委員長】

農業開発公社の話に移りたいと思いますが、農業開発公社さんは最初の頃にやって、組織としては役割があるという話にはなったんですけども、この時に県が支出をするということがありましたよね。青木課長、その辺の説明をお願いしたいと思います。

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

既にご説明が一旦済んでいるわけですが、その中では公社の役割についてのご議論をいただいたと認識しております。県の方からその際に申し上げたのは、会計検査の結果を踏まえて、国に対して一定の金額をお返しせざるを得ない状況に追い込まれている、そういったようなこともございまして、県として、この団体に対して財政的な支援をせざるを得ない状況になっております。役割のことと当然裏腹のこととございまして、その辺についてのご議論もお願いできればと思っております。一方、農業開発公社につきましては、明確にスリム化とか、職員の人件費等の対策も既に順次やってきている中で、こういったものを両方睨みながら、それについての適否というか可否についてご議論いただけたら大変ありがたいと考えております。

【福田委員長】

先ほどと同じように進めていきたいと思いますが、公社でなければできない専門性みたいなものは、

わかったんですが、今、青木課長さんからご説明があったように、1億5,000万円の国への返金に係るお金を県が出すことの妥当性について、議論がまだできていないということも含めてなんですけれども。

#### 【酒井委員】

いずれにしても、この公社は、ここに書いてありますように県農政の補完機関として業務をやっている、県の農業開発公社でなければできない業務をやっていると思うんですよね。国、県の施策を実現するための。従って、この公社がなければ、例えば荒廃農地の解消や担い手へ農地の集積などの県の施策が実現できないということでもありますので、要は弱い農家の支援をするという意味においても、県農政のやるべきことをやるという意味においても、今までうまくいかなかった部分についての様々な支援はせざるを得ないと思うんですよ。これを農業開発公社にやれと言っても全然無理な話ですし、それは施策的に、なかなかうまくいかないという農政の問題ですので、どうしても、ある程度県が必要な財政支援を今後においてもやっていくべきではないかと思っておりますし、今後考えられるTPPの問題とか、様々な大きな問題をクリアしていくには、どうしても農業開発公社の持っている機能をより充実して、農地を集約するとか斡旋するとか、荒廃農地を解消するだとか、そういうようなことを更に強化してやっていく必要があると思うんです。それをやる時に、県が直営でやるのか、専門家集団である農業開発公社がやるのか、ということ考えたときには、公社の持っているノウハウとかそういうことがありますので、公社でやった方がやっぱり有効性があると私は考えております。

#### 【福田委員長】

ということは、県がお金を支出してでもやるべきだということですね。

#### 【事務局】

委員長、ちょっと付け足してよろしいでしょうか。先ほど私が口頭で申し上げたのは、の3つ目のポツとところでございます。公益財団法人移行時に、強化基金の返還、これが1億5,000万円程になるかと承知しておりますけれど、それから、長期保有地に係る借入金の返済に併せて、県から約3億8,300万円の財政支援がどうしても必要だということのご説明をさせていただいたというように理解しております。他の団体とは異なりまして、明確に県の支出を伴うという話でございますので、私の方から敢えて、その問題について、この委員会におきましても、ご検討、ご検証いただく方がよろしいのかなということで、申し上げたということでございます。

#### 【福田委員長】

県の財政支出を伴うことが前提ということで、ちょっとこちらの表、部会の方から上げる形で作っていただいた、本庁の方で、いろいろな担い手、基本方向とか、3、4、5とありますけれども、本庁で色々やっていく事業の中で、そして公社とか、外郭団体がいくつかある中で、こういったところが農業関係にはあります。そういう中で農地のことを今あったような形で集約だとか、荒廃農地に関する対応だとかとやっているところというのは、開発公社という位置付けがあるということですね。

農地の扱いや今後の就農の担い手の育成などの業務は公社がメインに担っているわけですが、酒井委員さんから、県の施策を実現する場合に、県がやるより公社がやった方が妥当ではないかという話がありましたけれども、本庁の方では、どういう形でこのような農地の問題に関わっていますか。

#### 【鈴木農村振興課長】

農村振興課長の鈴木でございますけれども、県の施策ということで進めておりますのは、農業開発公社に対する指導、あるいは業務費等の補助という事業もございます、そういう部分での指導という点がございまして、それから、今までの議論の中でも出てまいりましたが、農地の利用集積、流動化という

ことにつきましては、農地利用円滑化団体としてのJAでございますとか、あるいは、農業委員会でございますとか、こういうところは、年度払いの貸借事業を実施しているわけでございますけれども、これらの実施機関に対するいろんな指導ですとか、研修ですとか、場合によっては国の助成措置について、いろいろ指導をしたり、支援をしたりということを実施しております。

【福田委員長】

公社との役割分担という意味ではどう考えていますか。

【農村振興課長】

今までの議論の中にも出てきておりますし、それから今日の資料の のところでございますように、これは端的に記載してございますけれども、全県域をエリアとするような売買での集積、あるいは、一括前払いでの貸借という部分については公社。それから市町村やJAは個々のそれぞれの市町村等の域内の賃貸借。こういう形で農地の流動化に関する役割分担をしているというところでございます。

【酒井委員】

法律に基づいた売買は公社でなければできないと解釈してよろしいでしょうか。

【農村振興課長】

農業経営基盤強化促進法という法律の中で、県公社については県下を一円とする売買事業を実施するという形で、法律に基づく長野県の基本方針の中で位置付けをしているところでございます。

【福田委員長】

公社でなければできないということによろしいですか。

【農村振興課長】

売買事業については、法律でそのように決まっているわけではございませんが、法律に基づく長野県の基本方針の中でそういう形の役割分担をしているというところでございます。

【福田委員長】

わかりました。今度、基本方針の中で公社の位置付けが出ている部分のコピーをいただけますか。

【農村振興課長】

第2回目の参考資料という形で、A4の紙をご提示してございますけど、6月のときの資料でございます。ただ、基本方針そのものではございません。そのものということでございましたら、ご用意をいたします。

【福田委員長】

そうですね。法律に基づいた県方針に位置付けがあるのかの確認をさせていただきたいと思います。委員会が踏み込めるところなのかをはっきりさせないといけないので。

【農村振興課長】

わかりました。

【酒井委員】

県方針だから、法律ではないとおっしゃったんですけど、例えば、この業務を地方事務所でやることができるかどうかということについての見解はいかがでしょうか。

【農村振興課長】

県で実施をすることはできません。これは法律で明確にできないこととされております。

【酒井委員】

ということは、公社しかないということですよ。そうすると、公社云々を議論する余地があるのかどうかと私は思うんですけど。

【福田委員長】

法律であるので、もしかして委員会でやるとしたら、もしそこがないとしたら、法律自体がというところを書くしかない状況ですよ。だから、今ここで議論することは、そうではないので、公社がこれを担うものとして法律で定められているということで、次回にそれを持ってきていただいて。

【今井委員】

酒井委員がおっしゃったとおりで、一番のところは3億8,300万円の財政支援の問題で、財政支援をしたときにどうなるかというシミュレーションは出していただいたんですけど、これは、私どもが願いをして出てきた数字なんですけれど、これでいくと、支援しない場合よりも、かなり安定的な財政運営が図られることが見込めるという状況だと思うので、あとはそのところをどう判断するかだと思うんですが、必要だとすれば、必要な支援をするということだと思うんですけど。そう言った方が公社は喜ぶと思いますが。

【福田委員長】

位置付けは、仕事内容もそうだし、法律的にも、でもその妥当性を考えたときに、今3億8,300万円の財政支援をした方がいいということも数字的に確認できたら、もう、特にそれについては問題ないということですね。

【今井委員】

努力されているし、長期保有地の解消だとか人員削減も計画に従って順次改革を進めている状況にありますので、そのこと（財政支援）は、そういうことだと思います。

【福田委員長】

（他の団体で）プランが出てこないところもあるんですけど、ここはプランが出てきて明確に進められているということも確認できているので。8番に1つだけチェックしておきたいんですけども、農地保有の基金の返還だとか、借入金の残額返済とか、そういったことに対して、県の追加的な財政支援なしに事業維持は困難な状況なんだけれども、債務の整理を行い、こういった合理化事業を継続するには、抜本的な経営改革を行う、こういう包括外部監査結果が出ているわけですよ。その機能を維持することが必要だと。方針の見直しを決めたという形で出ているわけですけども、この辺は全部今委員会の中で確認できたと判断してよろしいでしょうか。包括外部監査結果が出て、改革方針の見直しもやっていく中で進められているということで。2回目に出していただいた資料の中では、その辺もはっきり出てきたと思うんですが、みなさんいかがでしょうか。改革の方向性なり、そこに対する健全化のシミュレーションとか農地保有合理化というような役割も結構明確になっていて。3億円の財政支出を

しても継続した方がいいということ。

【酒井委員】

これまでの負債というか、借入金等の問題というのは、公社の経営上の問題、あるいは、不手際、不適正な経営等によるものではなくて、構造的な問題から来ているものだと思うんですね。そういうことからいきますと、課題を解決するとすれば、これは県の責任において公社に財政支援を行い、経営を安定化する中で存続していくということが一番大事だと思います。

【福田委員長】

はい、他にございませんか。では、県基本方針における公社の位置付けのところだけもう一回確認させていただくということで、今回は10月29日なんですけれども、そこで出していただければ、継続という形でまとめることになると思います。よろしくお願いいたします。

### 3 林業公社

【福田委員長】

林業公社ということで、これまで出てきたものを踏まえ、ご意見をお願いしたいと思います。前回林業については、存続・廃止に関する課題の検討ということで詳細なデータが出てきたわけですが、基本的に外部監査の方からも公社を平成 88 年度まで存続させた場合とそれ以前に解散させた場合のメリット・デメリットを比較した上での検討が必要ということで、この資料が出てきたんですが、委員会としてこういった資料の内容を含めてどう考えていくかということでございます。ご意見はありますか。

のところで社会・経済状況など政策的にみた公社の業務内容の妥当性が書いてありますが、その他組織との競合性の有無という点では、県下に18の森林組合が存在するけれども、分収林制度に基づいて、これは法律に基づくものですが、森林整備ができる団体は公社だけだということの中では競合性はないということです。ただ、それを県が直接行うことは可能で、他の県でも4県が移行しているというようなことが今回の判断の材料になると思います。また、移行した場合にはどんなデメリットがあるかということがここに出た資料に書いてあるということだと思います。

【酒井委員】

3つのパターンです。存続か廃止をした場合には県に移管するか土地所有者に返すかで、そのうち土地の所有者に返すということは現実的でないとする、林業公社を存続するか、県営林化するかという道しかないんじゃないかと思うんです。他県の状況を見ると財政規模に対する金額の問題もありますけれども、既に解散をしているところがあるところを見ると、できない話ではないと。そこでやはり問題になってくるのは、県の財政状況からして、解散して多少のお金はかかるとしても県営林化できるのかということで、先送りしようと思えば先送りもできるし、この際解決しようと思えばある程度の財政負担を覚悟すればできると、その2者の択一かなと思っているんです。多分林業公社の方では、現状維持が一番適当というように考えておられると思うので、そういう面でも存続といった形もある意味では有力な選択肢かなと私は思います。

【福田委員長】

存続、廃止と言ったときに前回の資料に林業公社を廃止するとなると、県に新たな出費が生じると書かれています。林業公社の負債が現在310億円、このうち貸付金等219億円が回収困難になりそうで、公庫からの借入金91億円を県が返済する必要があるなどの課題が出てくると。じゃあどうなのかとい

った時に、平成 88 年という形なので判断が難しいところです。そんな中でも県がやるかやらないかという話になると思うんですけども。

#### 【酒井委員】

いずれにしましても、そもそもの目的というのはやはり、森林整備という国策ですよ。国策・県策のもとに林業公社を使って分収林を整備してきたということであって、その後木材価格が低下して、収支がとれなくなるだろうと、木材については自由化の波の中で木材価格が低迷して外材がいっぱい入ってきているという経済的・社会的変化があるということからいきますといずれにしましても、林業公社の経営上の問題では全くなくて、国策・県策の中でこういう大変な状況になっているということなんで、いま解散するにしても、88年に清算するにしても、これは林業公社の責任において清算金を出せという話にはならなくて、最終的には県民負担の中で清算するという事しかないと思うんですね。それを今回、三セク債の活用が可能な期間にやるのか、あるいは平成 88 年度以降に県民負担で清算をするのか、どちらかを選択するしかないと思うんです。これから三セク債を借りて返済していくということになると、事務処理上も大変だし、返済も大変だから、先送りするというやり方も一つの手だと思うんですが、先送りしたところで県民負担が減る訳ではなくて、その時点で発生するというだけの事だと思うんですね。

#### 【福田委員長】

構造的な問題というのは、全国的に見てもわかるんですが、いつまでも構造的という問題が解決しない中で、利益を上げるための努力というのが見えないという印象があったんですね。こういう事実はあるんですが、林業というのは構造的なということのせいにされちゃって、市場も突破できない中で長野県は、間伐材をガードレールやバイオマスに使ったりして計画的にやってきたというのはわかるんですが、公社として少しでも収益を上げていく努力というか、経営という点でですね、構造的に仕方ないとおきらめないで、どう経営改善に取り組んでいこうとしているのかをご説明いただければよろしいですか。今のままでは構造的にもっと悪くなってしまうのでしょうか。収益を上げるとか、経営改善の方策はありますか。

#### 【塩原森林づくり推進課長】

経営改善につきましては、現在、本年度を 5 年目といたします経営改善プランを立てましてですね、林業公社として取り組んでいるところでございますけれども、その中でいかに収入を確保していくかという点が、木材がどんな価格で売れるかというまさに構造的な話とセットになります。それで県といたしましても、木材産業が力強い産業として再生するといった観点からも、長野県内で 30 万立法メートルという木材生産をしておりますけれども、この生産を倍にしてその生産した材が県内でしっかりと加工され、あるいはバイオマスとしても利用されるということを今回「信州 F プロジェクト」という形で打ち出しております、県としてもこの施策にしっかりと取り組んでいきたいという方向が出てきております。そういったところを進めながら、林業公社も安定的な木材が供給されて、一定の価格で受け入れていただくことによって、林業の経営ということがしっかりと成り立っているという形をとっていくということで、県としても施策として一緒になって取り組むという状況になってきております。これからは施策としては木材産業が成り立つように、長野県として取り組んでまいりたいと思っております。

加えまして、現在の経営改善の集中実施プランの中では、大きく 2 点に分けて、収入を確保するためにこの 5 年間にどういうことをやるか、それからまた支出の削減をするための取組をどうするかという 2 つの柱を立てて進めてきているということをお前も説明させていただきました。その中で、いかに収入を確保するかということは、現在は間伐材をするという時期ですので、この間伐材を収入に結びつけるということは、県の施策の中では大事な位置付けでございます。間伐材も収入に結びつけるという

努力を林業公社も行っています。そのためには具体的に、作業道、材を出せる道の確保ということにも取り組んでいくということになっておりまして、現在も改善プランの一環として間伐材から収入を得るという積極的な取組を行っているところでございます。

【福田委員長】

間伐材で収入を得るのはわかるんですけど、材として使えるように間伐が出来るところからというのはわかるんです。ただ、今言われた作業道の話はどう関係するんですか。公社が作るんですか。

【森林づくり推進課長】

これはですね、国策で森林整備加速化林業再生基金が3年間設置されました。これを長野県でも取り入れまして、一番の中心の施策は、林業専用道、森林作業道という山の道、材を切り出すための基盤を強化するという狙いがございますので、公社に対しましてもそうした補助を通じて、その基盤が進むような形で、施策環境は整いつつあります。そのような形で県としての支援が現在進行中です。

【福田委員長】

それは補助を受けて、建設部が作るんですか。

【森林づくり推進課長】

これは、林業公社あるいはその他の森林所有者が、自らの所有する山に作ります。

【福田委員長】

道をつくるのはご自身でされるということですか。

【森林づくり推進課長】

そうです。それに対する補助を行っていくというのが実施されている施策内容です。

【福田委員長】

公社も道づくりをされるわけですね。

【森林づくり推進課長】

これも改善プランの一環で収入確保に位置付けて取り組んでおります。

【福田委員長】

道を作って、間伐材を切り出してという中で、あとは間伐をどう使うかという話ですね。インフラだけ作っても。

【森林づくり推進課長】

その中で、今回は、長野県として間伐材も含めて生産された木材をしっかりと加工し、またバイオマスとしても利用するという施策を今回、重点的なプロジェクトとして、知事から発表しましたけれども、これから取り組んでいくという計画です。

【福田委員長】

それは、いつ発表されたんですか。資料はありますか。

【森林づくり推進課長】

9月14日です。資料はお持ちします。

【今井委員】

分収林はどのぐらいの面積を占めているんですか。

【森林づくり推進課長】

林業公社はですね、民有林が67万ヘクタールありますが、そのうちの約3%です。面積でいいますと1万5千ヘクタールほどです。県全体の割合からすると小さいんですが、市町村によっては林業公社のウエイトが高いところもありまして、前回大鹿村の例をお話させていただきましたが、そういった特に山村地域においては、林業公社が整備をしている山で、森林の豊かな機能を維持しているといった非常に大きな役割を担っている地域も多いところがございます。

【福田委員長】

公社の役割はわかったとして、仕事としての成り立ちとか、どういう元手でやっているかということは抜きにして、森林組合の仕事との差はあるんですか。森林組合も同じことをしているわけですよね。

【森林づくり推進課長】

前回資料でご説明させていただきましたけれども、林業公社は分収契約をして、森林所有者という立場です。森林組合は公社の事業を請ける事業体としての役割ですので、実質的には、林業公社の間伐をする仕事だとか、あるいは植林の仕事についても、森林組合に仕事を出して、事業体が行っているというのが基本的な仕組みになっております。

【福田委員長】

結局、実質手を動かしているのは森林組合になるわけですね。

【森林づくり推進課長】

実際その仕事の内容を設計するまでは林業公社がやっておりますが、実質的に現場で材を動かし、仕事をするのは森林組合が担っているという役割分担をしております。

【福田委員長】

判断としては、先ほど酒井委員さんが言われたように、廃止か存続かしかなくて、それぞれのメリット・デメリットがある中で、どうするかということですね。特に今急いで変えるということではなくて、88年まで先送りという話と急いでやる場合のメリットが見えないということはどう考えていくか。

【水本委員】

今ここで公社を廃止したらですね、今公社がやっている仕事がストップしていいのかどうかということがあると思います。どこかが代わりにやるのかどうか。国策で森林の造成をやってきたわけですが、また荒廃した森林に戻していいのかどうか。仮に公社の仕事をどこかがやるということになれば、県に戻すしかないのかなと思います。酒井さんがおっしゃるとおり、本当に廃止してそのままにしようのか、公社をそのまま残すのか、県がやるのか、どちらかだと思わなければならない。そういう意味では、前回メリット・デメリットを出していただきましたし、88年先までシミュレーションするのは難しいですよ。ただ、ここ5年ぐらいの間にどのぐらいのことができるかということもありますけど。

【酒井委員】

いずれにしましても、存続した場合には、国の財政措置、交付税だとか交付金だとかが受けられるという特典があり、それは僅かかもしれないですけど、場合によってはバカにできない金額かもしれないということで、多分廃止して第三セクター債を借りて返済する場合にはほとんど国の財政支援は受けられないということだと思ふんですね。それから比較すると金額的には、存続した方が多少のメリット性はあるのかなというふうには思います。

【福田委員長】

ここにメリット・デメリットが書いてありますが、交付税措置がされないとなるとそれが約 117 億円となっています。それが措置されなくなり、新たに契約解除に伴う経費なども出てくる、これが 88 年の時点で県民負担が出てくるかもしれないけれど、また措置もどうなるかわかりませんが、そういったことを考えると、今急いで廃止して新たな負担なり労力をかけて契約解除をしていく必要性ということを考えるんだったら、継続の方が妥当とまでは言えないですが、無難ということでしょうね。適切とは決して言えないですけども。そういうことだと思います。

【酒井委員】

消去法でいくと、これしかないのかなと思います。妥当という方法は見当たらないですね。

【福田委員長】

今いただいた資料をちょっと説明していただけますか。

【森林づくり推進課長】

資料をご案内させていただきました。先ほどご指摘をいただいたんですが、長野県の林業、木材産業を力強くして、しっかりと経営として成り立っていけるようにとの趣旨の下に、名称は「信州 F パワープロジェクト」と付けておりますけれども、良い森林を作り、将来木材産業として成り立つための施設を設置しながら稼働していこうという考え方でございます。長野県では塩尻市という中心部に置いてはどうかという計画でございますけれども、この事業主体は塩尻市でございます民間会社と、下の(5)にあるように具体的に産・学・官が連携して進めていきたいという趣旨の中で、中心になるのはこういった民間の企業に各関係の団体、県、国、それから大学の関係等を含めて、林業・木材産業がとにかく成り立つ、一定の価格でしっかりと流通に乗るといった観点からこのプロジェクトを進めていきたいと考えております。少し大きいプロジェクトでございます。プロジェクトの細かな内容は(4)にございますが、一つには県内で初めてになりますけれども、加工施設は各地域にあります、集中して加工できる大きな加工施設、特に林業公社の分収林の中にもございますが、広葉樹や長野県で多い樹種のアカマツを主体に加工できる施設にしたいと考えております。これは前から林業界におきましても大事な方向として要望されていたところでございます。

更に2番目でありまして、そういった材を使っていくのに加えまして、実際に製材をした時の端材も加えまして、20万立方メートルほどを、バイオマス発電施設として活用していきたいということで、価格買い取り制度もスタートしておりますので、そういった観点から進めていきたいと考えております。これは県でもまさに部局横断で、連携して支援をしていくという内容でございますけれども、進めていきたいということでございます。それから更に地元でもこの施設の余熱を活用するとかの観点、そして実際に切り出した原木が安定して供給されて来なければいけませんので、そういった点からしますと、例えば林業公社でありますとかこういった森林所有者のところから一定の道等も使って、あるいは機械化することで一定の量が安定的に入ってくるということも大事になってきますので、この部分も進めていきたいということで、全体の事業費としては70億ほどになりますけれども、これから進めてまいり

たいということで、知事が発表いたしました。これが9月14日でございます。

資料の裏面でございますけれども、これによってどういう効果が出るのかということでございますが、今までなかなか使えなかった、広葉樹とかアカマツといったものを、長野県らしい木材産業として新たに活用できる、また雇用も創りだしていきたいということでございます。それから長野県は現在、木材をどのくらい生産しているかといいますと、今年間30万立方メートルほどです。このプロジェクトを進めることによって、同じくらいの立法数を更に生産することができるということで、県の長期的な10年先のビジョンでは、年間に75万立方メートルの木材生産ができるような体制づくりということで進めておりますが、その具体的な施策としてこのプロジェクトを位置付けたいということでございます。あとは発電関係なども含めましてですね、林業として新しい形を長野県らしく再生していきたいということで取り組んでいきたいと考えております。

#### 【福田委員長】

ここに入れる間伐材などは、県全部から集めるわけですよ。ですから公社も全体の3%という施業面積の中から出して行って、森林組合や民間も含めて収益を上げていくということですよ。

わかりました。経営とかについては劇的に改善するということはない状況で、国の補助が受けられるとか、いろんなメリット・デメリットを検討する中で、消去法で、また廃止した場合に多くの手続きが必要なことを考えると、この時点で廃止ということはないという判断かと思えます。存続か廃止かという選択肢としては存続という方向でまとめる形になると思えます。どうしてそういう判断をしたかについては、大手を振って存続がいいという形ではないかもしれないですけども、この委員会の中ではそのようなイメージになるかと思えます。次回の10月29日には林業公社についてもある程度まとまった意見や提言が出せると思うので、よろしく願いいたします。林業公社については以上とさせていただきます。

## 4 観光協会

#### 【福田委員長】

それでは観光協会ということで、今までのフォーマットの中ではちょっと埋まっていない部分が多いように思いますが、協会の社会・経済状況からみた業務内容の妥当性だとか、競争性だとか、経営内容から見た施策・事業のあり方などとありますが、そういったことを再確認しながら委員会としての意見をまとめていきたいと思えます。特に追加資料等があったわけではないので、議論しながら進めたいと思えます。

#### 【今井委員】

前回、県の観光部と観光協会との役割分担を新たに見直された中で、位置付けは極めて明確になってきていると思うし、今県政として観光行政に力を入れているし、観光協会も精力的に施策を展開していると思うので、方向性としてはいいと思うんですが、そこに掲げられているポイントは2つあると思うんです。1つは収益事業の拡充ということなんですが、具体的に実効性のある収益事業をいかに展開できるのかというそのところにいるんな面で難しさがあると思うんですが、このところが一つ重要なことではないかと思っております。2つめには市町村との連携を図りたいと、協会の資料の中では言葉として共同体的連携と出ているのですが、それが具体的にそれぞれの市町村の観光行政だとか観光協会とどのように連携していくのかという具体的な点になると正直難しい点があると思うんですが、更に工夫をされてやっていかないと、各市町村はそれぞれ独自の観光施策があり、独自の観光協会としての事業がある中で、いかに県の観光協会として広域観光を含めた中での連携を図っていくのかということは

極めて重要だと思っんですけれども、その2点が方向性とか位置付けとしてはいいと思っんですけれども、極めて重要なポイントになるのではないかと思っます。それからもう1点、財政支援の面からみた時にいろいろ県からの委託事業があるわけですけれども、協会として人件費の予算も少ないわけだから、やはり委託ということであれば、必要な人件費を含んだ中で、委託・補助・財政支援ということを引き続き考えていく必要があると思っます。

【福田委員長】

私は逆に、今、今井さんが言われた県と協会との役割分担が明確になってきたというのは理解してないんです。観光全体として県政の施策の方向性というのは少し見えてきたかなと思っんですけれども、過去にも観光施策をやっていく中で、なかなか長野県としての集客などの成果はどうなんだろうという評価がある中で、県と協会の役割分担というのは、私はちょっと見えていないんです。知事をトップに観光に力を入れているというのはわかるんですが、丸山さんもよく言われますが、観光は、官ではなくて民が引っ張るものだという中で、ビジネスとしてやらなければダメだという中で、官には限界があり、計画を作るといっのは何十年も成果を出してないと思っているんです。ちょっと話が逸れますけれども、林務部の野生鳥獣対策の中で、ジビエ振興というものを今やっていまして、10年間鹿肉の市場が育って来なかった中で、少しのレストランなどで扱われてきたんですが、10年間出来なかったことを私がリーダーとなってやりました。流通業者・事業者という形で来月知事と一緒にプレスをやりますが、ビジネス化といっのか、鹿肉を流通させるというビジネスを3ヶ月でやりました。放射能だとか銃弾処理だとか衛生技術管理を全部やって、牛とか鳥とか豚とかと同じようにはできないんですけれども、どこまで民間を絡めるかといっのことを私が入ってやっったんです。それで10年できなかったことを3ヶ月でできたといっの中で、行政が振興計画を作りましようといっのを全く無視して突っ走っったんです。振興計画はどう協働しましようとか、レストランにどう指導しましようとか、啓発図りましようとか書かれますけれども、絶対できると思っていないので、どうビジネス化するかで私なりの視点で突っ走らせてもらって、ビジネス・産業として成功しました。まず、県下でどのくらいのことかといっことに加えて、首都圏の胃袋なりお財布を狙いたいと思っのですが、そういう議論が全然起きてこなかったのを起こしたんです。それは官からでは起きてこれないと思っます。観光もそれと同じだと思っんで、振興計画を作るといっのは県の役割で、60人の部で20人の企画と振興課でやって、振興と言われても私は、ビジネス化するといっことは難しいという立場なんで、県と協会の役割分担といっことをもう一回、どう責任を持って、事業としてどう展開していくのかといっことを確認したいと思っます。計画づくりといっのはいいんです。計画を作るためにそんなに人が必要とは思っていないので、そこをご説明いただければと思っます。どういっ事業で収益(の向上)を図ろうといっているのか、具体的に説明していただきたいと思っます。

【浅井観光企画課長】

ただいまのご質問でございますけれども、県と協会の役割分担といっことでございます。県は総合調整的なところ、それから人材育成といっ基盤になる部分、又は全県的な視点でのあるいは県がやっった方が効率的な部分について、人材育成ですとか。

【福田委員長】

誰を人材育成するんですか。

【観光企画課長】

地域の観光を担う方達の人材育成です。今やっているのは地域経営を担えるような人材を育成しようといっことで、今年から始めた事業もございまして、地域の観光を担う方達を育成しましようといっった

人材育成をやっていきます。更に国際観光、インバウンドの推進、こういったものは、まずは日本に来ていただいた方を長野県に来ていただくかなければいけないということで各市町村ごとの取組というものは限界があると思いますので、まずは長野県に来ていただくということについては、県として行うということをやっております。更に県境を越えた広域観光といったこともこれはこれから更に重要になるかと思うんですけども、そういった取組も市町村ではできない、観光協会では限度がある、県境を越えたような連携、他県との調整をするということについては県の役割だと考えています。

【福田委員長】

県境を越えてというのは、こういったプロジェクトがあるんですか。

【観光企画課長】

2年半後に北陸新幹線が金沢まで延伸します。そうしますと東京から金沢にお客さんが行ってしまうのではないかと懸念されています。そういった中で例えば長野県と新潟県は通り過ぎられちゃあ困るということで、連携して長野県に行くだけのPRではなくて新潟県と連携したPR、商品作りといったことを連携してやっていく、又は富山との連携、これは立山黒部で接しております。お客さんは県境にかかわらず行ったり来たりということでもありますので、その辺の連携を図っているところでございます。

【福田委員長】

連携というよりも、観光地としてのルートというかが当然あるわけですから、そこを県が連携するというよりは、今までは県ごとのプランを作ったけれども、そうではなくて当たり前前に観光地としてつながっているところが一緒にやっていくということですよ、今まで自治体単位でプランを作ってきたことがおかしかったんで、県境でプチッと切れていることがおかしいということだと思います。例えば富山と岐阜だって、五箇山と白川郷は世界遺産なのにプチッと切れているというのがおかしかったということだと思います。今のお話を聞いている限り、人材育成というのは県の方がされて出来るものなんですか。

【観光企画課長】

もちろん専門家の方をお招きして養成するような講座を現在やっております。県の職員が全部担っているわけではありません。専門家を招くという手法を使いながらやっております。協会の方は従来は観光案内、観光PRが主体でございましたけれども、これは行政の補完という意味合いが強かったわけがありますけれども、補完だけではなくてこれからは先ほどからお話が出ているとおり、一般社団法人を今目指していますので、8月に申請しましたので、そういったことを踏まえて独自の商品造成をしていく、売っていく、収益を上げていくという取組を今までの観光案内、観光PRだけではなくて、そういったことのウエイトを極力増やしていきたいと考えております。

【福田委員長】

実際にその検討というのは始められているんですか。プロジェクトというのはどんどん起こして、どんどんやっていかなきゃいけないんですけど、そういう形でどれくらいを見込んでいるんですか。

【観光企画課長】

具体的な事例とすれば、県の観光協会は第二種旅行業者の資格を持っていますので、商品造成ができる、例えば市町村の観光協会などそういった資格を持っていないところについては県の協会と連携して、そうしますと今回あったのが塩尻市のワイナリーを巡るツアーを、塩尻の皆さんが考えたんですけども、塩尻の観光協会は免許を持っていないということで、県の協会とタイアップをして、商品造成にこ

ぎ着けたというような事例ですとかがあります。それから、これから新幹線が延伸します。その新幹線の停車駅ごとに、そこをハブにした商品開発をしましょうということで、県の観光協会が音頭をとって、停車駅ごとの観光協会ですとか市町村と連携して商品づくりを進めているというようなことを具体的な事業として進めております。

【福田委員長】

その収益のシミュレーションというのは出ていますか。大体的見込みとしていつ頃までにできますか。

【観光協会西原総務部長】

一般社団法人に移行するに当たりましては、公益目的支出計画を立てまして、大体 40 年かけて、今 16 億ある正味財産を公益的な事業に費やしていこうと、それと合わせて 20 年ぐらいで収支均衡を図って、40 年後にはプラスになるという形を考えております。ですので、40 年かけて正味財産を消費していくのに合わせまして、ネット通販ですとか、ネットショッピングなどの収益事業を行いまして、法人として経営が成り立つようにしていきたいと考えております。

【福田委員長】

そのシミュレーションはしてありますか。出していただけですか。

【観光協会】

不確定要素はありますが、提示することはできます。あと、県と協会とのすみ分けという中で、私どもが考えているのは、県というのはなかなか個別の旅館・ホテルというのはPRできないものですから、どちらかという、「長野県はいいところですよ」というイメージPR戦略というのが県の役割でそのための計画やビジョンを作ったり、街頭PRとか広報宣伝をやられて、そうしてブランド化とかをやっていくのが県の役割かと思えます。それで観光協会は、市町村とか地域にあります旅館・ホテルですとか、観光事業者のお金になるための、例えば旅行商品のバイヤーとのマッチング、商談会を設営するとか、実際に地域にお金落ちるような取組をやっております。そしてその他に収益事業を組み合わせまして、着地型と言われるような商品造成をし、なおかつ市町村と連携して、一つの市町村や地域では作れないような広域的な商品を作るというようなことをやっています。そして人材育成という中では、観光協会としましては、市町村の入口にある観光案内所のスキルアップですとか、おもてなし向上の研修会とか、そういったことをやっております。

【今井委員】

観光協会の役員構成はどうなっているんですか。

【観光協会】

役員は、いまのところ6広域の代表ということで市町村長になっていただく他、JRなどの交通事業者、索道事業者、バス協会、温泉協会、JAなど各観光関連団体の代表者に理事になっていただいております。あと経営者協会からもお願いしております。

【水本委員】

先ほどのシミュレーションは、資料にあるものですか。

【観光協会】

資料にあるものは、包括外部監査の際に出したものでございまして、それは収益一定で、収益事業の

拡充は全然考えないで、じり貧になっていくという絵で、人件費等は伸びていくということで、何も努力もしないでやった時に、平成 38 年で枯渇するという絵でして、今内閣府に申請しております公益目的支出計画の中では、収益事業をもっと頑張ろうということで、収益が右肩上がりのシミュレーションを作っております。

#### 【酒井委員】

収益を確保することが大事だということで、補助金等もあると思うんですが、これから自立しようと思った時に、旅行業もやると思うんですが、収益についてはどういうものが一番中心になるんですか。

#### 【観光協会】

一番はですね、旅行業と言っても着地型というのはなかなか難しいものですから、やはり一般消費者の方は、華やかな物見遊山的なものがニーズがあると思います。着地型というのはなかなかメジャーになりにくいものから、旅行商品を作って収益を上げて人件費をまかなうまではいかないかなと思っています。一番の収益のメインはですね、やはりネットでの宿泊予約、それからネットでの長野県産品の販売、あと信州ファンクラブ事業を受託しておりますが、会員限定でのグッズ販売、こういったもので年間大体 5, 6 千万円の収益を上げたいという形を考えております。そのほかに過去のバブル時期には、市町村営の宿泊施設ですとか、日帰り入浴施設といったものを観光協会が造成して、1 億円でやった場合に 2.5%、250 万円の収益を協会が得るという仕組みを長野県全体でやっていました。大体年間何十億というお金をころがして利ざやを稼いでいたことがありますが、今はそういう時代ではないのですが、一応定款上はそういう施設整備事業の利ざやで運営していくということも位置づけられています。

#### 【福田委員長】

ネット販売というのは具体的にはどんなことをやるんですか。

#### 【観光協会】

ネットでの宿泊予約を私どもが行うということです。それで成約した場合に何%かのキックバックがあるという仕組みです。楽天とかがやっていますが、観光協会オリジナルの商品です。これはこれから開始しますが、グッズ販売につきましては、ついこの間からカタログショッピングというものを始めました。25 年から一般社団法人に移行するというので、そのソフトランディングということで今年から始めた訳であります。他に細々とですけれども、旅ネットというウェブ上のバナー広告や優良店舗情報で 1 店舗当たり 8,000 円の収益を上げています。あと、東京と名古屋の観光情報センターで、細々とですけれども県産品の販売というものをやっております、約 1,000 万円の収入があります。

#### 【関委員】

どんなものを販売しているんですか。お酒とかですか。

#### 【観光協会】

お酒は酒販業の免許がないものから、細々となんですけれども、みずず飴ですとか、八幡屋磯五郎の七味とか、ある程度賞味期限が長くて在庫管理が簡単なもの、それから野沢菜漬けなどで、東京が 600 万円、名古屋が 400 万円の売り上げがあります。

#### 【酒井委員】

今細々という話がありましたけれども、多分そのとおりでと思うんですが、いずれにしても、会費というものもそれほど期待できない中では、今の独自事業を除けば、県その他からの委託料、補助金、負

担金というようなものでやっていかざるを得ないということで、財政構造自体が大きく変わるというものではないということでもいいですね。

【観光協会】

シミュレーション上も変えてございません。会費につきましては、6年ほど前の田中県政の時に観光協会は民間による運営を目指すということで、会費を一旦ゼロにしちゃったんですが、その後市町村の方に御理解をいただいて会費を復活させていただいて、1,300万円くらいいただいておりますが、市町村の皆様には会費については人件費には使わないで全部事業費に使いますということで約束をして復活させていただいたということで、1,300万円については、カタログを作ったりだとか、そういったものに全額使っております。

【福田委員長】

カタログは何という名前ですか。

【観光協会】

今はウォーキングに特化した「信州を歩こうガイドブック」というものを、そのほかに「食」ですとか「街道」の5パターンくらい作りました。この歩こうガイドブックにつきましては、名古屋とか県外では一番先にはけるということで、大変好評でございます。のち程お配りさせていただきます。

【水本委員】

先ほど経営者協会という話も出たんですが、協会の理事長は民間の野原産業の社長さんがやっております。今の専務理事さんもですね、JR出身の方で、観光について10年ぐらいやってきた方ということで、非常に今、収益について、どうしたら上がるのかということを実際に考えておられて、お二人ともアイデアマンなものですから、非常にいろんなアイデアを出してきて、先ほどの冊子の話もそうですけれども、非常に評判がいいということもお聞きしております。そういう意味で先ほど東京と名古屋というお話もありましたけれども、パウンドの中でも見直そうという話もありましてですね、交通会館に行きますと非常に貧相で愕然としまして、よくあそこで600万円も売れているなという気がしましたけれども、非常に愛想が悪く、評判が良くない、従業員の教育もしていないという気がしましたが、そこも改めて一新するというようなところ、それから北陸新幹線の延伸に伴ってですね、経済活性化委員会が立ち上がっているわけですが、やはりその一番の中心となっているのが観光協会で、中心になって事業を企画していただいていますんで、そういう意味では今後期待したいし、できる組織ではないかと思っています。支援するようなことで申し訳ありませんが、今のところ、そのように感じていません。

【福田委員長】

協会がこれから自立的にどんどんやっていくと言った時に、県と協会との位置付けというか、協会に全部任せてもいいというぐらいに、むしろ国際化とか県境を越えてというところまで全部観光とかビジネスとかブランド化というようなところも、民間的な視点で、役員もそういった方がいるわけですから、人材育成とかもできるんじゃないかと思うんですよ。プランニングも含めてですね。逆に変な言い方をしてしまうと、民間的な動きを作っていくということかと思っています。

【水本委員】

県は県で全体を見なきゃいけないという役割を持ってしまして、逆に協会の方は全県支援よりは地域支援といえますか、いいものを引っ張り上げようというように切り替わってきています。ですからそう

いった意味での役割分担というのは、先ほどもご説明がありましたように、県でなければできない部分もありますし、それ以外のところはやはり収益を中心にですね、協会の方でやっていくということはある程度明確になってきているとは思いますが。

【今井委員】

あと、気になっているのは、残余財産の整理というのは現状どうなっているんですか。

【観光協会】

観光連盟と観光開発公社が合併して観光協会になっていますが、観光開発公社の時代に昭和 40 年代ですが、軽井沢、上田菅平、白馬、大町、こういったところに別荘分譲地を造成しまして、軽井沢が 8 区画残っておりまして、それをついこの間完売いたしました。菅平も 1 区画残っておりましてこれも完売、白馬地区については 3 区画残っておりまして、これもつい先日完売いたしました。あと大町が完売はしているのですが、温泉付きの別荘地というのを取り扱っておりまして、これが 120 区画ございます。設備が老朽化してしまっていて、引湯管の布設替えとかをやらないといけないんですけども、そういったものをあと 2 年かけて整備いたしまして、道路もアスファルト舗装をいたしまして、27 年の 4 月に大町市へ移管するというので、そういった不動産的な事業はすべて観光協会からそぎ落とすという形を考えております。そしてこれからは、観光プロモーションなどのソフト的な事業とかウェブでの事業展開といったものをやっっていこうということで、基本的には別荘分譲はすべて終わりで、温泉事業だけが残っているということでございます。

【酒井委員】

観光というのは産業なものですから、事業者がやることだと思っんです。そういうことからいくと、先ほど委員長もおっしゃったんですが、できるだけ行政としての関わりというのは少なく、事業をやる観光協会なりその他の事業者の皆さんが主体的に事業をやって儲けていくというふうにしていかないと、県の立場があるというのはわかるんですが、これは切りのない話で、では 100 人でも 200 人でもいいのかというような切りのない話になっていくということで、そうした意味では役割分担を明確にして、どこまで行政が関わっていくのかということもこれから十分に検討していかないと、今の県の組織をみると、毎年仕事が増えていって、どこまで行政がやるのかなということも見えてくるんですね。私は仕事を知らないで言っているということもあるかもしれないんですけども、外から見ているとそういうふうに見えないわけでもないということで、これは観光行政ということで捉え方が難しく、市町村でも苦慮しているのですが、やはり明確にして、できるだけ行政の関わりをなくして、自立した事業者なり観光協会が事業を行っていくと、そういう方向を目指すべきじゃないかというふうに思っております。

【福田委員長】

おっしゃるとおりだと思います。ちょっとお聞きしたいのは、国際に関する部署というのは県庁にはあるんですか。

【事務局】

国際部門の扱いは経過がありましてですね、現在は観光部に国際課というセクションを置いております。従前は総務部にあったり、今の観光の中に来る前は、多文化共生的な部門もありまして、それが分かれていた時期もありますが、今は観光部の中に国際課を設置いたしまして、例えばパスポートとか外事それから国際交流、多文化共生などの仕事をミックスで今やっただいております。ただ、観光部というところにあるという座りの問題は若干あるんですが、どこかではやらなきゃいけない仕事ですから、それで今は観光部としておりまして、しかもこれからは国際観光という施策がある中でそこに置か

せていただいているということでございます。言ってみれば課レベルで対応しております。

【福田委員長】

「国際」を担当している部署は、観光部の方にあるということですね。観光の中に国際が必要かということもありますね。国際化というものをどう捉えるかということも提言の中のポイントになると思います。

【今井委員】

役割分担の中でも基本的な観光振興計画というのは県が作るものだと思うんです。それに基づいて協会がどのような展開をするか、あるいは市町村連携を含めて収益を上げるという話なので、県の関与が全くなくていいという話ではないと思います。そのところはきちっと押さえる必要があると思います。それからビジョンについては、この間も出たんですが、各部門間の連携が、農政部だとか商工部だとかどうまくやるというのがビジョンの中に入っているのかが見えて来ないんで、そこを教えてもらえればと思います。

【観光企画課長】

組織についてお話をさせていただきたいと思います。国際課は今観光部にございますが、国際課の仕事は今お話がありましたけれども、外事、パスポートを発行したりという仕事、それから多文化共生、在留外国人の方への支援の仕事というのが主になっておりまして、国際課の仕事は観光協会の仕事とはあまり関係していないという状況でございます。それから、観光部の組織自体が大きくなっているということで、従来の観光というイメージのものから、非常に私ども広く捉えておりまして、守備範囲が非常に広がっております。例えば移住というのは観光の範疇ではないと思っておりますけれども、そういったことについても県の課題とすれば、一所懸命取り組まなければならないという中で、移住・交流課というものも今年作りました。観光部そのものの職員というのはそういった意味で増えております。守備範囲が広がっているという状況でございます。ご指摘のとおりどこまでやるかというのは財源的にもスタッフ的にも限りがあるわけですから、その辺はしっかり考えながらやっていかなきゃいけないと思っております。それから、計画の中で他の部局との連携というお話がございました。観光が最近はその物見遊山、観光施設を見に来るというものだけではなくて、体験型、交流型というニーズが非常に大きくなっています。そういった中では観光と農林業、観光と商工業又はヘルスツーリズムですとか、スポーツの関係ですとか、ということで従来の観光というワードだけではない他の分野との連携というのが非常に重要になってきていますので、その辺はしっかり意識しながら、事業を展開していかなければならないということで、計画の中にもそういった要素は入れていきたいと考えております。

【酒井委員】

ちょっと教えていただきたいんですけど、今県のお考えになっている他分野との連携というのは非常に重要だと思うんですが、他分野との連携というのは、行政が主体で行った方がいいのか、あるいは県の観光協会が主体となって事業を展開していくのがいいのか、その辺のお考えを教えてくださいと思うんですけども。

【観光企画課長】

なかなか難しい問題であります。それぞれのレベルに応じて県がやった方がいいもの、それから実務的には事業者同士が個々にやった方がいいものということがあるかと思っておりますので、例えば県の役割とすればそういったニーズの把握ですとか、そういったものを情報提供して行って、そういった取組を支援するような取組が県の役割だと思っております。

## 【観光協会】

お手元にA3横長の5,6枚の資料をお配りしました。これが公益目的支出計画のシミュレーションでございます。イメージ図でございまして、今15億円ほどあるものが2年後に3億円ほど温泉施設を整備しまして大町市に寄付するという事で、12億円ほどの正味財産になると、これを毎年3,000万円ほど、人件費を入れると赤字になる公益性のある事業で消費していくということが、公益法人制度改革の趣旨でございます。これと並行しまして収益事業もやりながら法人としては永遠に存続していくということで、この段階のピラミッドの実線がございまして、実線によりまして40年以前に右肩上がりになっていくというシミュレーションでございます。1ページおめくりいただきますと、公益目的支出計画の右側にあります、実施事業計画のシミュレーションでございますが、公益性のある事業のシミュレーションで、収入というのは会費収入ですとか、県からの負担金、こういったものを財源といたしまして支出のところでございますが、県と連携したいろいろなPR事業といったものを行っていく他に人件費としましては、既存の事業で約20人ぐらいの人件費をまかなっていくと、そのほかに新たな事業展開ということで、いろんな事業を行っていきますが、これについては、5.6人ぐらいの人員で行っていくというような計画です。上のところが収入でございまして、下が支出ということで、23年度末の16億円が右の方へ行っていただいて平成63年にはマイナス500万円という形になりまして、これが公益事業で16億円の正味財産を40年かけて消費していくというものでございます。もう1枚おめくりいただきますと、今度は法人として組織が成り立っていかねばいけませんので、収益事業を現在も行ってありますが、それを拡大していかなくてはいけないということで収入の上の段が既存の事業でございます。主な収益事業としましては、県外情報センターでの販売、これが1,000万から1,800万円ぐらいまで増やしていくということの他に、施設事業会計等市町村の施設を整備していくということで毎年5,000万円ぐらいの収益を上げたいという形で、既存事業だけでやっていきますと、実は収益事業といながらも、赤字になってしまうというものでございます。そこで収益のところの下に新たな事業ということで、会員限定のツアーですとかグッズ販売、ネットビジネスということで宿泊予約ですとか、ネット通販、ウェブでの有料広告といったもので7,000万円ぐらいの収益を上げていくことによって、収支差額が約20年間はずっと赤字になっていきますけれども、20年後の平成43年には収支均衡を保ち、公益目的支出計画が終る平成63年には約3,000万円余の収益を上げていくと、こういうシミュレーションになっています。次のページをおめくりいただきますと、法人会計ということで、事業に関わりのない法人としての事業がありまして、そういったもので毎年1,700万円ほどの支出があるということでございまして、協会全体で公益事業と収益事業と法人会計事業の3つの会計事業をやることによって、平成53年まではずっと赤字になりますが、法人全体としまして、平成54年からはプラスに転じるという形でございます。ベストな形としては40年間の公益目的支出計画の実行でございますので、20年間で収支均衡が保てるのがベストかと思いますが、なかなか収益事業が改善できませんので公益目的支出計画が終る10年前ぐらいまでには協会全体としては収支均衡を図りたいと考えております。最後にございますのが、新たに取り組む事業の概算でございます。本来収益事業となりそうなんですが、人件費を含めるとなかなかプラスにならないということで、例えば上の方は公益目的事業となっておりますが、会員限定の特典を付与するですとか、マーケティング、アンケート調査というものはなかなか収益にならないものですから、公益事業に整理してございます。そして下の方にございますが、収益事業の新たなものとしましては、4つございまして、会員限定のツアー企画、グッズ販売、ネットビジネスの宿泊予約、カウ長野というのはネットビジネスによる物産販売、そういったものとかモバイルでの有料情報の発信、こういったもので収益を上げていきたいというものでございます。雑ぱくですが説明は以上です。これは未成熟なものですからその点はよろしく願います。

## 【福田委員長】

県庁の中での国際課とか、先ほどの県境を越えたということはあるんですが、企画課とか振興課とか

観光部の中にもあるんですが、計画づくりは企画課がやっているわけですか。

【観光企画課長】

観光企画課が担当しています。

【福田委員長】

何人ぐらいいらっしゃるんですか。

【観光企画課長】

観光企画課は総務班と企画調整班の2班になっておりまして、計画づくりは企画調整班の仕事です。職員は4人で担当していますが、ただ、全員が計画をやっているわけではなくて、許認可ですとかそういったことも担当しています。

【福田委員長】

振興の課はどういった仕事をされているんですか。

【観光企画課遠山企画幹兼課長補佐】

観光振興課につきましては、一つは観光資源班といいまして人材育成とかおもてなしといった基盤整備部分をやっております。もう一つ誘客促進班というのがプロモーションです。アルクマを連れて商店でPRをしたりホームページで観光地を紹介したりなどのプロモーションを主にやっているのが誘客促進班です。もう一つ今年から出来たんですが、物産振興班といいまして、長野県のワイン振興を含む物産振興をやる班が今年一つ増えました。

【福田委員長】

物産振興と誘客促進と資源班ということで、振興課がやっていることというのは協会と競合しているように見えるんですね。協会がやってもいいんじゃないかと。

【観光企画課】

まさにそういった企画的なことは観光振興課の方でやっていますが、観光振興課の予算の中から協会でもやってもらう負担金事業、連携事業、委託事業という形で事業によってそれぞれ役割分担をしながら事業を執行しているという状況です。

【福田委員長】

役割分担をする必要性があるんですか。

【観光企画課】

例えば、宣伝的なものは県でやっておりますし、そのうち商談会的ないわゆる旅行商品の造成とか、エージェントとの商談につきましては、協会の方で負担金事業の形で分けてやっています。

【今井委員】

細かいことですが、協会の名称は経過があるんですね。何とかならないんですかね。違和感があるんですけど。

#### 【観光協会】

一般社団法人化の中でも議論があったんですが、信州というのが海外に行った時に翻訳できないということで、また、国内向けには世論調査の結果を見ても観光的にはイメージがよいということで、国内向けには信州というのが訴求しやすいかなということで、信州と長野県を並立させることにしたということでございまして、定款変更等を検討する中でも、現状と同じでいいんじゃないかということで落ち着いたところですよ。

#### 【酒井委員】

先ほどから役割分担の話が出ていますが、プロモーションでもこっちは県でこっちは協会だとか物産も両方でやっていて、そういった区分が出来ているということでいいと思うんですが、その区分が実際どうなっているのかということをもとめたものはあるんですか。我々はわからないんですよ。どっちが協会なのか、どっちが県なのか。そうすると県と協会の区分というのは出来ているのか、ここまで県がやっていいのか、本来協会がやったらいいのかという点が認識としては欲しいんですよ。もしそういうものがあればいただきたいと思うんですけども。

#### 【観光企画課】

すぐに資料がありませんので後日提出させていただきます。

#### 【福田委員長】

今日はこの形で、更に整理できてきたので、協会の仕事なり組織の位置付けなりは理解できたので、あとは提言を委員会としてまとめさせていただきたいと思います。今日はこれで、ありがとうございました。

### 5 文化振興事業団

#### 【福田委員長】

文化振興事業団の今までの議論をまとめてみますと、指定管理者という形でやられてきたということなんですけれども、事業団がとったのだけれども、今後、民間との競合が出てくる可能性もあるし、貸館的な性格が強いということもあります。ご質問等ありますか。

#### 【今井委員】

人材育成が課題になっていると思うんですけども、私は事業団自身が管理職を含めた人材育成をやっていくということは難しいと思うんです。そういう意味では指定管理の適用のあり方を限定業務というか、ある程度区分けをしながら、指定管理をお願いする部分と本来的に県がやる部分と分ける中で人材育成の問題は解決していかないと、今までだって派遣の問題が延びてきているわけですよ。人の育成ができないので延びてきてしまっているという点で、指定管理の区分のあり方を見直さなければだめだろうというのが1点。それから前回は発言しましたが、市町村の文化施設の受託をするということは方向性としては、メリットもあってかなりいい面があるのだろうけれども、今の事業団の実態から見たときにはかなり難しいのではないのでしょうか。と言うのは、市町村の施設を受託したとしても、長野の人が伊那まで行くことはできない。人的な交流を含めて。そうすると伊那文化会館と近隣の市町村というような話になってきてしまって、当面、今の事業団の体制の中では、まだまだ現行の中での体制整備が第一であって、市町村の文化施設の受託は、まだまだその先の話なんじゃないかと。その2点が気になっています。

【丸山生活文化課長】

今、委員さんのご指摘のとおり、今後、事業団が自立の道を歩んでいく中での一つには収入ということがありますので、その点からしますと、やはり市町村の文化振興事業の受託というものを視野に入れていかなければならないだろうと。ただ、現行でそのままできるのかという次期指定管理の獲得に向けて、どの程度の仕事量があるのか、また、どういった割り振りができるのかということは現在の課題でございます。それにつきましては当然のことながら想定されるもの、それから、どれくらいの仕事量があるか、受託できるのかということを既に検討を始めているところでございます。

【福田委員長】

役割としてははっきりしているんですけども、経営的にとか、仕事の中身とか、量とかいうのは、まだ見えてこないですね。この資料の のところにも書かれているんですけども、役割としては、市町村や地域に対してあると言えたとしても、指定管理のあり方を含めて、経営的に、組織として、何をどういうふうにしてやって自立的にやっていくかということは非常に難しい。外部監査にも書かれていますが、当事業団がどういった自助努力で活動していくか整理、その人的資源をどう注力していくか、ここが難しいですね。

【酒井委員】

いずれにしても、単独で各文化施設なり文化振興事業団が成り立っているわけではなくて、県の施策の反映、文化事業を反映しての一翼を担うソフト事業を行うハードの面倒を見ているのが文化振興事業団、まあソフト事業も行っているのですが、そういう視点から言うとなかなか自立して経営をして何かやって儲けて、それで収支を整えてやるというのは文化という点から難しい面もあると思うんです。そうすると、やはり、県の施策を実施するために必要なものだとなれば、ある程度、県の財政負担というものも入れながら、いい仕事をしてもらおうということもしていかないと、指定管理を公募にして負けたら終わりですよということをしてしまうと、県の文化振興という面からも問題が出てきてしまうと思うんです。今の文化会館の配置がいいと仮定した場合にそういうことになってきてしまうのではないかと思います。

【今井委員】

全て公募にしているんですか。

【生活文化課】

文化会館につきましては公募でございます。信濃美術館につきましては、非公募という形になっております。

【今井委員】

酒井委員の話の突き詰めていくと、それならば県でやればいいという話になる。事業団ではなく県の直営で、指定管理ではなく、そういう話に戻っていきますよね。他にもそういうところはあるのだけれども。

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

おっしゃるとおりのところが、昔からの課題ではあるのですが、いわゆる正規の職員を県が直営という県職員ということになるわけです。直営にして県の正規職員でやっていくということについて、人件費総額の問題、人事定数上の問題、そういうものもありまして、かねてよりそのスタッフについては指定管理制度が生まれる前から今のような形になっておりまして、そして指定管理制度が誕生した

ときに、直営か指定管理かの二者択一をせざるを得なくて、そのときに直営という選択をしなかったという経過がございます。やはりここはある面では民間的要素があるということで、ですから今も館長は民間の方を活用しているわけございまして、それはそれなりにメリットも発揮できているのだらうと思っています。それで指定管理の問題というのは、行政改革課内でもいろいろな議論があるところでございますが、一つには公募の問題、それから指定管理期間の問題、これが、密接に絡まりあって、どこがいいのかというところがなかなか結論が出しにくいということがございます。文化会館の場合は貸館的要素もあるものですから、非公募でいいのかと、一般的に民間でできないのかというと、そこも苦しいところがございます。公募にして、期間を延長して、例えば10年とかもう少し長いスパンにするとすることは、ある程度考えられないわけではないと思いますが、果たして10年という期間が与えられれば、本当に人材が育成されているのかということもあるわけございまして、そのところは、私どものガイドラインも昨年度見直しをさせていただいて、従来は3年から5年としていたところを原則5年にさせていただいたのですが、いろいろ長短あり得ると、もう少し柔軟に考えてもいいですよというガイドラインにしてあるというのが現時点での状態であります。あと、それぞれの施設の状況によっては10年ということもあり得るでしょうし、他の県の状況では30年という指定管理期間を与えるものとか、PFIであればPFIの期間中はもう指定管理ということで、非常に長期間の指定管理の場合もあり得るわけでございます。指定管理だから短期間だということでは、原理原則からしますと、必ずしもそういうことではない運用も可能であると理解をしているところであります。

【今井委員】

ただ、あまり長いと何かあったときに、デメリットが出てしまう。それは、ある程度の期間が適当と思うので、限りなく再委託を前提とした暗黙の了解の中でということになるのですかね、正直、文化振興事業団の話に対しては。そうでなければ、事業団も先行き指定管理が終わればそれで終わりですものね。困るというか、見通しができないですものね。あんまり言えない話かもしれませんが。

【事務局】

そうですね、その辺は指定管理者制度としての難しさはあります。

【酒井委員】

5年の指定ですよ。それで館長の任期は3年ですか。そうしたときに、5年の途中で館長が替わって、公募で来てみたら2年で他の会社が入ってしまったということになると、館長を全国的に公募していい仕事してもらおうということができなくなると思うんですよ。やはり文化の継続性というものを考えたときには、それは貸館業という性格もあるかもしれないけれども、そういう面もある程度考慮して期間も考えないと。舞台芸術をやっている人もクビになってしまうということですから。そうすると直営でもいいではないかという話がどうしてもでてしまうので、非常に難しいんですけども、慎重に検討する必要があると思います。

【今井委員】

今は全部委託で、管理部門だけ分けているわけではないんですよ。

【事務局】

全部です。

【福田委員長】

館長の任期を指定管理の期間に合わせるということ是可以するんですか。要するに、経営というのは、

その方の、館長の実力なり考えなりによって回っていくものですから。指定管理というシステムが経営者、つまりトップの任期に合っていないということの方がおかしいわけですから。その期間はその方に任せてというようなことは可能なわけですか。任期と期間を一致させるというのは。

【文化振興事業団山寺常務理事】

館長の任期は原則3年ということです。そして指定管理が2年で終われば、指定管理の期間が3年のどちらかの短い期間ということ話でございますけれども、私どもの考え方は、3年は一生懸命やっていたとということで意思統一はしています。ただ、3年以上がいいのかどうなのかというのは、まだ、検討はしていませんけれども、たぶんもう1年やっていただければ指定管理が終わるといような、もう1年、4年やっていただければいいなというふうなそういう場面、まだ、実際にないんですけれども、そういうときには、原則でございますから、原則3年以内という中で今進んでいますけれども、その局面になれば、またいろいろ考える中でもう1年やらせようかなという見方はできますけれども、今は、原則3年ということで区切ってやっています。

【水本委員】

3年の根拠はあるんですか。

【文化振興事業団】

根拠というのは、たぶん、当時は3年の間にきちんとした成果を出していただく、1年では無理です。1年では来たばかりで自分の意見が反映されていませんから、来て1年間、一生懸命やっていた中で、2年目、3年目にいろいろなアイデアを出していただくという話では、最低3年くらいは必要ではないかと。そして、3年の間、力いっぱい働いていただいているいろいろな成果を出していただきたい。そういうことで3年になったのではないかと思います。3年の経過は分かりませんが、たぶん、1年では短すぎるし、5年では長すぎるという考え方の中で、3年くらいの間に一応の成果を出していただきたいということだと思っております。

【福田委員長】

一応の成果を考えたら3年というそんなスパンかなと思いますけれどもね。5年は長いし、1年では短いしということですよ。

【酒井委員】

経営上の問題というよりは、外部監査人が指摘しているように、事業団が将来どういった分野で活動していくかということ整理するのは、指定をしている県の施策としてどうだという方向が出ないとなかなか難しい問題だと思うんですよ。そうすることによって、収益状況と経営状況というのは非常に影響を受けるので、現状で、やめてしまったらいいとかという話にはなりにくい、だめだという判断はできない状況だと思うんですよ。となると、現状維持で、必要な財源は確保してくださいとしか言えないかなと思うのですけれども。

【福田委員長】

指定管理者という立場を取っている限り、県が指定をする場合に、それが合っているかどうかを決めるのは県ですから、事業団というよりは県が経営的に必要性を感じてやっていくわけですから、負担をしてでもやっていかなければならない必然性というのを感じているということですよ。

【今井委員】

その方向は、市町村の事業受託という方向なんですかね。

【生活文化課長】

やはり自分たちだけの事業だと、ある程度、収益性、それから県がどれくらいお金を出すのかということに絡んでまいりますけれども、ある程度、自己経営の努力という点で市町村のものを受託していこうという考え方でございます。

【今井委員】

そのときに、さっき言ったように、そのための人的体制の整備は追いつきませんねということだから、引き続き県の人的関与を継続しなければ無理とことではないのかなと思います。一定の分野に対しては。

【福田委員長】

県としては、自立的な部分というのを、望んでいるのですか。自立的にやっていくのと、ちょっと矛盾を感じる部分があるから難しいと思うんですよ。

【生活文化課長】

今の世の中の流れからして、事業団の自立というのは理想ではございますけれども、ただ、現実問題、前回は経過をお話ししたところですが、ちょうど、中核となるべき将来の運営のノウハウを引っ張っていきべき職員の大量退職があったというような中で、事業団に全部任せる状況にはありません。従いまして、委員の皆様のご賢察のとおり、当面は、ある程度力のある県職員の派遣は必要であろうと私の立場では思っております。

【福田委員長】

要するに人の問題なんですよ。

【生活文化課長】

そうです。

【福田委員長】

突き詰めれば、経営がどうだ、資金がどうだ、お金がどうだという前に、人をどうしていくか。

【生活文化課長】

実際に運営のスタッフとして、経理に明るい者も必要ですし、ある程度組織を動かすという立場の者も必要でありますので。

【福田委員長】

今のままで続けていって、そういったスタッフが育っていくのでしょうか。

【生活文化課長】

そのためにそれぞれ経験年数に応じた役割を与えてながら育てていくと、ただし、そのためには、年齢構成からして、まだ当分かかるというのが現状です。

【福田委員長】

例えば2、3年で育てなければならぬという事になったらどうしたらいいのでしょうか。

【生活文化課長】

はっきり申し上げて、非常に困難な状況にあると思います。

【酒井委員】

学芸員ですけれども、県からの派遣なのか、事業団の雇用なのか教えていただきたいんですけれども。

【文化振興事業団】

学芸員は県から1人派遣されておりますし、あと2人事業団の学芸員がいます。

【酒井委員】

そうしますと事業団が指定管理でなくなった場合に、非常に重要な職である学芸員が職を失うわけですよ。そうすると継続性というものが、まあ違うところが学芸員を雇用してくればいいんですけれども、文化振興という施策の中で学芸員がコロコロ変わってしまってもいいものが、長野県全体を考えたときに学芸員も異動するんだらうから、そういう面で各館の連携がなく、バラバラに5年ごとに替わってしまうことになってしまった場合に、文化レベルの維持という面で問題が出てくるような気がするんですよ。

【福田委員長】

要は、指定管理というのにそぐわないということですかね。

【水本委員】

そんな課題も見えてくるんですよ。

【福田委員長】

そうですね。育った人がまた代わってしまったら、いつまでたっても人が育たないので、だから収益を上げるという事業で、経営をどうこうということでプロジェクトを打っていけばいいんですけれども、そういう性質のものではないので、確かに民間事業者という形の考え方で指定管理というものには合っていないのかなと思います。

【酒井委員】

指定管理の場合も指定をする場合と公募の場合とあるんですよ。指定管理でも指定をすれば、それは文化振興事業団ということでクリアできると思うんですが、やり方はあると思うんです。ただ指定管理で公募ということをやっているといいかということは、ちょっと問題がありそうな気がします。

【福田委員長】

県民からも問われますよね。ここは組織の話というより、指定管理のあり方の方が提言として必要なのかなと。事業団としての役割は見えたと、でも経営的には難しい面もあるし、指定管理というものがある中でなかなか人がうまく育っていかないという中で、課題が多そうですね。それから、外部監査の方が出している、限られた人的資源という問題も、今みたいな形になっていくとどうやらいろいろなところに問題があるし、私たちが議論した7番の中にも、人の問題とかは、指定管理だと育っていかないようなものもあるので、文化というものと指定管理のあり方を、一度、委員会で整理する必要があるし

れないですね。今日、この場でというのは難しいので、そういう形で課題としてどう考えるかということで指定管理のあり方を提言する形になるかもしれません。今日はここで、これ以上の議論をしても結論が出ないと思うので、また何かあったら、行革課を通してお聞きしますけれども、今の議論以上のものはたぶん難しいのかもしれませんが。今日のところはこれまでにして、また、検討させていただきます

**【事務局】**

行政改革課長として、一言申し上げたいのですが、直営化という選択肢は非常にタイトな選択肢でありまして、全く否定されるべきものだとは思ってはおりませんが、現状の指定管理制度の工夫の中で、もう少し人材育成という観点に照らして、工夫ができないかという視点で論議いただけると私どもとしてもありがたいと思っております。

**【酒井委員】**

定員適正化ということからも影響が出てしまいますからね。

**【事務局】**

はい。県庁全体に大きな影響がございますので。

**【生活文化課】**

工夫という中で、信濃美術館について、最初は公募という形を取らせていただいたんですが、先程来、学芸員のお話ございましたが、やはり学芸員の専門性というものは非常に大切でありまして、その人材育成というのは貴重な財産になってまいります。そういうものを大切にしようということで、信濃美術館につきましては、非公募という形なるべく管理者が変わらないような形を取らせていただいて、長い期間を通じて専門性の高い職員を育てていくという形に変えさせていただいた経過がございます。

**【福田委員長】**

そうするとずっと回っていく問題という形になっていくわけですね、そして指定管理というシステムをとる必要があるのかなのか。

**【事務局】**

現在の法律上で私どもが取り得る体制が、簡単に言えばイエスかノーのような話でありまして、直営か指定管理かというその選択肢しか基本的にはない中で直営となるとある意味いいのですけれども、人件費総額の部分もございますし、今ご指摘いただきましたように指定管理といっても、現在のままのスタイルでいいのかという議論も当然あると思いますので、次回に向けてはその辺のところの、私ども県民の皆様にも説明していかなければならないので、そういう面で大変ありがたいご議論だと思っておりますので。そういう観点でご検討いただければ大変ありがたいと思っております。

**【今井委員】**

そういう面では、あとで第三者評価の説明があるようですけれども、これを話すにも指定管理の枠組み全体が見えないと、何とも言えないところがありますよね。

**【事務局】**

また後ほどご説明したいと思います。

【福田委員長】

そういうことで、よろしくお願ひいたします。

## 6 松本空港ターミナルビル

【福田委員長】

空港ターミナルビルで今まで議論されてきたことで、集客数を増やすという形でなくて、ターミナルビルの賃貸業という形でということですね。民営化は可能性としては難しいということですね。

【酒井委員】

改革によって、一定程度経営的には安定している会計状況だとお聞きしています。それから譲渡先もなさそうだし、借主が増えていく可能性もないということだと、現状では今のまましか選択肢は無いのかなという気がするんですけども。あと経営努力をしていただきたいというのは当然のことですけどもね。

【今井委員】

おっしゃるとおり中期経営プランを作って、やってらっしゃるので方向としてはそういうことだと思うんですけども、しかし、内容的には、例えば賃料収入を更に確保すると言っても、現実問題としてはそんなに簡単な話ではないですよ。前にも言いましたけど。そもそもこの空港は制約のある空港なんです。だから無理なことを言っても仕方がないので、もちろんプランとしての方向は当然のことですけども、制約があるということを念頭におきながら必要な財政支援を県として入れていくということは、空港維持という点でとらえれば仕方がないことだと、そういう意味ではもう少し事業展開の選択と集中が必要だと思うんですよ。ポイントを絞ってターゲットを明確にして、必要なことだけにして、例えば空港に愛着を持ちましょうというイベントなどは私はやめてもいいと思うんですよ。そんなことをやっても空港利用には結びつかない。気持ちとしてはわかるけれども。私は何度も言っているんですけども、数年前も交通政策課が、松本空港への愛着を持ちましょうと大きなスローガンを掲げてやったんですよ。そのときにも言ったんですけども、県民は松本空港に愛着を持っていないわけではないでしょう。なぜ利用しないかという、利用する経済的なメリットがないから、ない人は使わないのであって、近間で使える人は使っているわけだから、制約があるんですよ。その制約を大きな前提として絞込みしていくしかないと思うんですよ。端的な話ですけども。

【堀田交通対策課長】

ありがとうございます。ターミナルビルというよりは、空港の利用促進ということで、理解させていただいてよろしいでしょうか。私どもも委員のおっしゃるとおりターゲットを絞らないことには先はないと考えております。それで、これから、秋から冬にかけてもそうなんです、具体的には札幌線については、長野から北海道に行くもの、福岡線については、福岡から長野に来るもの、これにターゲットを絞りまして、それがいわゆる伸びしろがある部分だと我々は思っておりますので、そこにターゲットを絞って直接利用者に働きかける、あるいは旅行業者に助成金を出して企画を造成していただくというようかなり絞った形、極めて功利的で実務的な形になっていると批判は受けておりますが、そういった形で進めております。それによって、便数が増えてくる、複便化になる、それで利用者が増えてくるという形を描いていきたいと思っております。

【福田委員長】

今の福岡から来る、札幌に行くという形は、ちゃんと分析された中で、これだったらとれるだろうということですか。

【交通政策課長】

はい。アンケート等を何回も取らせていただく中で、札幌は大体8対2の割合になっております。特に冬場についての観光の利用として、北海道から長野に来るという利用がほとんどないという状況になっております。そういった中で、どうやって伸ばすかということを考えまして、それは長野県、それとプラス山梨県を今ターゲットにしています。山梨県の西部について、北海道に行くため松本空港を利用させていただくということで、ターゲットを絞った形で集中的な利用促進を働きかけていくと。

【福田委員長】

北海道へなぜ行くのですか。スキーをやる場所はあるじゃないですか。海のものですか。食べる物ですか。

【交通政策課長】

まず、観光だけではないということが一つはございます。ただ、観光で言いますと、やはり一つは流水でありますとか、そういった冬の北海道というものにはそれなりの魅力を、長野県、あるいは周辺の皆様には感じていただいていると、逆に北海道の方にこちらの魅力というものが少なく、伸びしろとしてはないと我々は分析しています。

【福田委員長】

逆に福岡から来る人たちには何が魅力ですか。

【交通政策課長】

一つは、やはりスキーです。白馬を中心としたスキー、それと、あとは温泉と普通の観光地と考えていただければと思いますが、いわゆるスキーツアーというものはかなりのウエイトを占めてきております。

【福田委員長】

海外はどうですか。

【交通政策課長】

海外につきましても、まだ国際空港化されておりませんので、チャーター便という格好になりますが、特に冬につきましては、チャーター便を運行ということで今何本か入ってきております。多いのは、台湾、それで、我々としても双方向というのでないとあまりメリットがないものですから、こちらからも行く、向こうからも来ていただくという形のものを、何本か、航空会社や旅行業者をお願いしております。

【福田委員長】

今、旅行業者と言われたんですけども、県の観光協会と一緒にやらないのですか。

【交通政策課長】

当然、一体でやっています。一体でやって、なおかつ、観光協会というよりは事業者まで入ってい

ないと難しくなりますので、そこまで入ってやっている状況です。

【福田委員長】

今、県の国際化は、観光部で持っているという形なんですけれども、観光部というと、今、議論していて、県と観光協会の役割分担がよく見えないという中で、やはりしっかり国際化なり、プログラムを、その中で作るように回していかないという感じがします。逆に、民間とも組むんですけれども、その組み方なりで業界にも責任を持ってやってもらって事業を生み出していくとか、事業を担っていただくというようにやらないと、どこもが単独の感覚になってしまっているの、今、観光協会のあり方とか観光部の役割というものが問われているし、一方で個々の問題を横串で見た場合に、今まさにこういった空港の使い方というものこそ、もっと相互にやってもらいたいなと思います。

【交通政策課長】

現実問題、我々とすれば接点がないものですから、基本的にはまずは観光協会の方をお願いして、そこからやっていただいて、あと必要なときには一緒、あるいは我々、または観光協会だけという形でやっています。ですから我々にとっては、観光協会にまずはやっていただいて、というような形で入っていきます。

【福田委員長】

相互にビジネス化ということ、お互いに伸びるためにビジネス化なりが必要かと思えますけれども。

1回、行革課に話したんですけれども、空港の位置付けといった資料がまだ出ていないので、こののところに、空港とターミナルビルを一体管理することについては、今後検討していくべき課題とあるんですけれども、ターミナルビルという形では議論があるのですが、空港の役割というものが見ればまたひとつ違うのかなという中で、空港がどう県の中で位置付けられているかといったときに、旅客とか貨物だけでなく、いろいろな役割がありますよというのがあったので、そこを少し出してもらえば。

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

では資料を整えさせていただきます。それから法改正の動向もどういう状況かというものがあれば、空港の役割については、もう1回整理したものを出したいと思います。

【福田委員長】

そうですね。委員会としては、ターミナルビルの役割を明確にした上で今後どういった経営改善ができるかとか方向性なりとかを提言していく形ではないかと思うんですね。組織が要る、要らない、空港が要る、要らないとかの話ではなくて、まさに外部監査でも出ていますけれども、県のターミナルビルの一体的運営等についても今後検討とありますけれども、それは逆に言えばそれを必要性論で出すのではなく、どういうことができるのかということを含めた提言になっていくのかなと、有無の是々非々ではなくてという感じになるのかなということで、その辺の資料を出していただけたらと思います。

【今井委員】

今、委員長がおっしゃったことは中期経営プランの中にも入っているんですね。問題はそのプランが本当にちゃんとできるのかということだと思うんです。今後はそういうことだと思うんですけど、27年度で単年度黒字になる見込みなんですか。

【交通政策課長】

我々とすれば、そんなに難しいことではないと思うんです。ある意味、数千万の中であと300万位の話になってきていますので、プラン自体はいけると我々は認識しています。

【水本委員】

減損処理は終わっているんですものね。

【交通政策課長】

減損は終わっていますので、キャッシュフローベースではもう黒字になっていますし、あとは減価償却の部分がどれだけという話になりますので、それも減価償却が300万、400万という話ですので、たぶんいけるのではないかとこのように理解しております。

【今井委員】

ただ、その後、更新とか施設の修繕とかまだ出てくるんですよ。

【交通政策課長】

ただ、施設の修繕も、これから10年くらいというのは、まだ1億2000万くらいのお金がありますので、それでやっていけば、ある程度はいけます。ただ、もし本当に国際化するということが国際ターミナルを作らなければいけないということになって、今のターミナルビル株式会社に全部それを負わせて作ってもらうということは、ちょっと難しくなるかなということ、それはそのときに当然県としての負担というのは考えなければいけないと思います。

【福田委員長】

そういうことですよ。ですから、要は、今言ったようなことで、経営的な改善ということは見えているのですけれども、今後、収益なり自助努力という形なり国際化したときとか、いろいろなことを含めてどうしていくかという部分、あと空港の役割とかの中でもう一度確認して、経営なり位置付け、役割などを一度整理させていただくことになると思います。そういうことでよろしいですか。他にないですか。では、今日はこれで終わりにしたいと思います。

## 7 指定管理者制度における第三者評価の導入

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

指定管理者の関係のご説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。お手元に、先ほどから話の出ています指定管理者制度におきます第三者評価の導入の、現時点での、ここは案となっておりますが、たたき台ベースでございます。1番にございますように、第三者評価の必要性を書かせていただいております。現在の評価の状況でございますが、毎年度指定管理者の自己評価と県の評価を実施しております、その結果を8月末に公表させていただいているところでございます。しかしながら、行政側、施設側の評価でございます、第三者評価は未導入ということです。がございまして、選定時におきましては、3年や5年に1度ということになるわけですが、選定委員会を開催しまして、選定委員の過半数を外部委員の方にしてほしいということで、ガイドラインも改正いたしましたので、現時点での選定委員会には外部委員さんが入っていて、残りは県の関係職員が入っているという中で、評価、審査という形になっております。いずれにしても、私どもとすれば、第三者評価の導入が必要ではないかというように捉えているところでございます。それから、2番目でございます。

第三者評価導入の視点でございますが、3つ掲げております。客観性、中立性というものを担保すべきではないかと。視点としましては、指定管理者の管理運営が計画どおりになされているかどうか。それから、県のモニタリングが適切にされているかどうか。それから、利用者等の第三者意見の反映も大事ではないかと。利用されている方や、地元市町村関係者の皆さん方の第三者意見を施設運営に反映する。ある面では、ここが非常に一番大事なことなのかもしれないというふうに理解しております。そのほか、専門的見地からの助言ということもあり得るのではないかと。公認会計士さんとか、現在も選定委員会の中にもそういった方々も入っていただいているところがございます。

2番目でございます、具体的な内容でございますが、実施方法といたしまして、評価者については以下のようなメンバーを現時点で想定しております。1つは、当該施設の指定管理者選定委員会、今申し上げました選定委員会の外部委員さんにお入りいただく。それから、先ほどの視点にもございましたように、利用者や地元市町村関係者等の当該施設に詳しい方をお願いする。それから、繰り返しになりますが、公認会計士や弁護士等の専門家の方に入ってくださいと。それから、評価対象施設についてどうするかということでございますが、原則、指定期間が3年以上の施設に導入してはどうかと。現行、1年の施設も若干あるわけです。というのは、既に譲渡が決まっているような場合で、残期間を1年にするとか、そういうような場合がございまして、少なくとも指定期間が3年以上ないと、なかなか評価というものが難しいのかなというところでございます。ただし、がございまして、市町村等ということで、特に市町村に指定管理者をお願いしている施設があるんですが、これについては全く同じ制度設計でいいのかというところがございます。と言いますのは、例えば、財務状況といいましても、これは市町村の話になりますので、そこを検討していただくということ、口幅ったいといいますが、ちょっとおかしいのかなというところもございまして。それから、ここに書いていないんですが、社会福祉施設のような場合は、既にサービス評価委員会みたいなものの設置が義務付けられておりまして、そういうものが施設として動いているというところがありますので、その辺もどうするかというのは、別途検討とさせていただきます。それから、評価時期ですが、原則指定期間の2年目以降に最低1回は実施していただく。例えば指定期間が3年でしたら2年目にやればちょうど真ん中になるわけございまして、指定期間が5年ですと、2年目にやりまして、その下にがございまして、評価結果を考慮しまして、複数回の実施も検討していったらどうかと。例えば、2年目に評価をやって、改善していただいて、4年目にもう一回入っていただくというような形。ただし、5年目の最終年度に入ってやってみてもしょうがないのかなと思っております。評価方法でございますが、管理運営状況報告というものを出力していただいておりますので、基本的にはそれに基づきながら、指定管理者や県への事情聴取や必要に応じて実地調査を実施するという形でいかがかと。それから、評価結果の反映につきましては、第三者の皆さん方の指摘、意見を公表するとともに、具体的な施設の管理運営に反映していくと。それから、翌年度以降は、指摘、意見への反映状況を公表させていただきますと、こういう仕組みでいかがかとございまして。

それで、2ページ目、3ページ目でございますが、2ページ目は、現在の指定管理者制度の導入状況ということで申し上げます。1番から37番まで、37の施設に現在指定管理者制度が導入されております。先般以来、ご論議いただいております文化振興事業団につきましては、2番目の飯田創造館、それから、4番、5番、6番、7番の施設に入っていただいておりますし、9番、10番、それから12番、13番の福祉施設につきましては、社会福祉事業団ということで、これも外郭団体が入っております。その他は、民間の方などをお願いしておりますが、14番から20番、22番から24番、29番、32番から36番ということで、かなり多くの施設を市町村をお願いをさせていただいているという現状があります。このところは、先ほどからご論議がありますが、右側の方をご覧くださいますと、基本的には非公募になってございます。どうしてかといいますと、ほとんど県は指定管理料の支払いをしていないということで、あくまでも市町村の皆さん方をお願いをしている部分が多いところでございます。22番、23番、24番のようなところの公園ものは若干違うんですけれども、基本的にはそういうことで

ございます。伊那市さんにも2つお願いをしているところでございますけれども、そういうような状況でございます。選定方法も期間も、それぞれ、ある面ではばらばらな部分がございますが、基本的には現在5年の指定期間になってきております。

それから、3ページ目でございます。指定管理者からの意見聴取結果というように書かせていただいております。これは、市町村を除きまして、去る6月に私ども職員が手分けして全ての民間の指定管理者の皆さん方と意見交換をさせていただいたときに、この第三者評価導入についても意見をいただいております。その中で、該当部分を抜粋させていただいたものでございます。上から申し上げますと、評価方法、評価頻度についてのご指摘をいただいたところは、第三者評価は単なる評価だけではなく、改善点の指摘だとか、アドバイスをもらえる形なら意味があるのではないかと、それから、2年目に改善点を指摘し、4年目に当該指摘が改善されているかを点検する形もあるのではないかと。それから、B社ですが、評価メンバーという点では、先ほど申し上げましたように、既に第三者を入れたサービス評価委員会を開催しているので、その中に選定委員が加わって実施する方法もあるのではないかとというようなこと。重複感を避けてほしいというようなところだと思います。それから、C社ですね、施設により目的が違っているので、一律の評価項目での評価は馴染まないのではないかとというような話。それから、D社は、私どもも考えております地元住民や利用者を入れる等の配慮が必要だと。それから、評価メンバーについて、第三者評価は施設の設置の趣旨、それから、バックグラウンドを認識した者がやらないと中途半端な評価になってしまうのではないかと。このようなご指摘をいただいております。そういう面でも、施設の選考にあたっていただいた方などにも入っていただくとか、地元の皆さん、施設についてよくわかっている方に入っていただくとか、評価のタイミングを2年目で、4年目でということも、私どもなりの制度設計に、こうした実際に指定管理を受けていただいている方々のご意見も少し加味しながら、一応制度設計というものを考えていきたいということでございまして、今日はこれで説明をさせていただくということでございますので、また、改めましてご論議、ご意見をいただければと思っております。以上でございます。

#### 【福田委員長】

いきなり見て、今日今すぐというわけにはいかないですが、文化振興事業団の話とかもありましたし、これについては持ち帰って、次回議論という形でないと難しいと思うので。次回議論を深めるということでもよろしいですか。

#### 【事務局】

はい。もちろん制度設計は私どもの責任で実施するわけですが、ご意見をいただければ大変ありがたいと思っております。また、第三者評価を入れますことによりまして、ある程度の指定期間がありまして、途中で第三者の目が入られるというメリットも出てくるのではないかと考えております。以上でございます。

#### 【福田委員長】

はい、そういうことで、今日、委員会として一通りみただけですが、29日にまとめて、今また打ち出してくださっていると思うんですけど、今日議論をしてという中で、私の方でもちょっとメモをとったりとかありますし、例えば1番から、論点のあり方とか現状とか見たときに、いただいた資料の中から、データの裏づけとかが必要だと思うものにはちょっと付加していったりとか、捨ったりということは、私の方でもちょっとやっていかないと委員会として深みが出てこないかなと思うので、そこはやりようと思いますが、29日までに今日のままという形でなくて、これを、今打ち出していただいたものに、多少ブラッシュアップして、文章化することは、私の方でもやりますので、29日はそれをベースに議論をして、11月16日の知事への報告の際には、ある程度、完全な文章化ができていなくても、方向

なり中身がはっきり見えるみたいなものにはしたいと思っています。次回 29 日はまた県の方いらっしゃる必要はないですね。後は自分達でということ。そうじゃないと議論がしにくかったりとかがあるので、だから要求した資料が出れば。

**【事務局】**

わかりました。事実確認等の場面が想定されなければ、県の職員は呼ばないことも考えられますが、もし、担当者ぐらい、このテーブルにはいませんけども、議論の様子を聞いていたいという希望があれば、それはよろしゅうございますか。それとも、それは行政改革課限りにさせていただくということであれば、それはそれだと思えますが。

**【福田委員長】**

どうでしょうか。逆に聞いていたいということですね。

**【事務局】**

我々を介して話が伝わるより、直接議論を聞いていただいた方が間違いなく伝わりますので、そういう面もあるとは思いますが。

**【福田委員長】**

わかりました。そういうことでしたらいいですけど、基本的には説明のキャッチボールというよりも、ちょっと、今回いくつかの資料要求したものに対しての出たものと、あとは、こちらの議論で、という形にしたいと思えます。

**【事務局】**

わかりました。

**【今井委員】**

今日の中では、私、三公社の論点の掘り下げをしないと、と思います。難しいところだとは思いますが。

**【福田委員長】**

今日まとめてもらったものに付加して行って、厚みを増して出していく形になると思えますけれども。

**【今井委員】**

きちんとした説明ができないといけませんよね。

**【福田委員長】**

説明ですよ。確かに あたりをどうしていくかということだと思えますけど、どう考えてそうしたかということの説明がまだ整理できていないものがあるので。はい、わかりました。そういう形で次回頑張りたいと思います。今日は大変長時間ありがとうございました。また、次回もよろしく願います。

**【事務局】**

ありがとうございました。

(終了)